

令和 6 年 12 月 3 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 6 年 11 月
第 436 回長野県議会(定例会)会議録 (第 2 号)

令和 6 年 12 月 3 日 (火曜日)

出席議員 (53 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	35 番	埋 橋 茂 人
8 番	垣 内 将 邦	36 番	続 木 幹 夫
9 番	早 川 大 地	37 番	中 川 博 司
10 番	佐 藤 千 枝	38 番	両 角 友 成
11 番	丸 山 寿 子	39 番	清 水 純 子
12 番	小 林 君 男	40 番	小 池 久 長
13 番	勝 野 智 行	41 番	酒 井 茂
14 番	加 藤 康 治	43 番	依 田 明 善
15 番	小 林 あ や	44 番	山 岸 喜 昭
16 番	清 水 正 康	45 番	小 林 東 一 郎
17 番	向 山 賢 悟	47 番	毛 利 栄 子
18 番	山 田 英 喜	48 番	和 田 明 子
19 番	大 井 岳 夫	49 番	宮 澤 敏 文
20 番	丸 茂 岳 人	50 番	丸 山 栄 一
21 番	花 岡 賢 一	51 番	小 池 清
22 番	望 月 義 寿	52 番	宮 本 衡 司
23 番	山 口 典 久	53 番	西 沢 正 隆
24 番	藤 岡 義 英	54 番	風 間 辰 一
25 番	川 上 信 彦	55 番	佐々木 祥 二
26 番	百 瀬 智 之	56 番	萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（3名）

30 番 大 畑 俊 隆

34 番 荒 井 武 志

42 番 堀 内 孝 人

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一

副 知 事 関 昇 一 郎

危機管理監兼危
機管理部長 前 沢 直 隆

企画振興部長 中 村 徹

企画振興部交通
政策局長 小 林 真 人

総 務 部 長 渡 辺 高 秀

県民文化部長 直 江 崇

県民文化部こども
若者局長 高 橋 寿 明

健康福祉部長 笹 渕 美 香

環 境 部 長 諏 訪 孝 治

産業労働部長 田 中 達 也

産業労働部営業
局長 合 津 俊 雄

観光スポーツ部長 加 藤 浩

農 政 部 長 小 林 茂 樹

林 務 部 長

建 設 部 長

建設部リニア整
備推進局長

会計管理者兼会
計局長

公営企業管理者
企業局長事務取扱

財 政 課 長

教 育 長

教 育 次 長

教 育 次 長

警 察 本 部 長

警 務 部 長

監 査 委 員

選挙管理委員会
委員長

須 藤 俊 一

新 田 恭 士

室 賀 荘 一 郎

尾 島 信 久

吉 沢 正

新 納 範 久

武 田 育 夫

米 沢 一 馬

曾 根 原 好 彦

鈴 木 達 也

長 瀬 悠

増 田 隆 志

北 島 靖 生

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉

議 事 課 長 矢 島 武

議事課企画幹兼
課長補佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 査

議 事 課 主 事

総務課庶務係長

総 務 課 主 査

総 務 課 主 任

山 田 淳 貴

片 桐 美 代 子

矢 島 修 治

池 田 光

東 方 啓 太

令和6年12月3日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

○議長（山岸喜昭君）次に、大畑俊隆議員、荒井武志議員から本日より12月6日まで欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、依田明善議員。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）おはようございます。自民党県議団の依田明善です。一般質問のトップバッターでございますので爽やかにいきたいと思います。

まず初めに、宿泊税（仮称）についてお伺いいたします。

信州を世界水準の山岳高原観光地にするという目標は、阿部知事の悲願でもあります。しか

し、それには膨大な資金が必要になることは言うまでもありません。登山道や自然公園などの整備、あるいは世界中から観光客を呼び寄せるための交通アクセスの整備、さらには宿泊施設や観光スポットの整備など、数え上げれば切りがありません。

そこで、県としては、宿泊税（仮称）の導入を決断し、9月定例会においてその骨子案が示されました。県内のホテル、旅館などを利用する宿泊者に対し1泊当たり1人300円を課税するというものです。これによる税収見込みは推定45億円、このうち半分は市町村に交付するというものであります。

ただし、宿泊料金が3,000円未満の場合や、修学旅行をはじめ学校行事の場合は課税されないという例外規定も説明されたわけでありますが、その後、観光業者、特に宿泊業を営んでいる皆さんから、多くの懸念が我々自民党県議団にも寄せられ、反響の大きさにいささか驚いたわけであります。と同時に、これは素早い対応が必要だということで、県議会観光議員連盟が中心となり、県に対し緊急要望を行ったわけであります。

内容の趣旨は、宿泊税（仮称）に対する様々な声に真摯に耳を傾け、県民の理解を得られるようにしていただきたいということですが、例えば、私の地元でも、中学、高校、大学の合宿を受け入れておられる宿泊業者から、クラブ活動も学校行事の一つなので課税を免除していただきたいといった強い要請がありました。理由とすれば、学生はアルバイトなどで合宿費を捻出しているが、確保できない場合は合宿開始直前に参加を断念する学生さんもいる。合宿所側としては、物価高騰の折、たとえ50円でも値上げをしたいところだが、いまだにちゅうちょしている。そんな状況の中で1泊300円を徴収することは心苦しいし、価格面においても他県の同業者に負けてしまうことは目に見えているとのことでした。至極ごもつともな御懸念だと思えます。

そこで、お伺いいたします。

県議会観光議員連盟からの要望に対し、その後、県としてはどのように取り組んでこられたのか。観光スポーツ部長にお伺いいたします。

また、宿泊税導入済みの自治体の多くで採用されている定額制が納税者や事業者にとって分かりやすいという意見がある一方で、徴税を担っていただく宿泊事業者の中には定率制を主張する声もあります。平行線になっている旅館ホテル組合会との議論を前に進めるためにも、定額制と定率制を比較した上で県の考えを示すことが必要だと思えます。それぞれのメリット、デメリットはどこにあるのか。また、税収における試算並びに県の考え方を観光スポーツ部長にお伺いいたします。

また、県民説明会には知事自ら出席され、意見交換を行ったと聞いております。これらを含め、宿泊税（仮称）について県民から寄せられた声をどのように受け止められたのか。そして、

それらの声を今後どのように生かし、よりよい制度としていかれるのか。阿部知事の意気込みをお伺いいたします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には宿泊税（仮称）に関しまして2問御質問がございました。

まず、県議会観光議員連盟からの要望を踏まえた県の取組についてでございます。

9月に税の骨子をお示しして以降、関係する多くの皆様にごその内容をお届けできるよう努めてまいりました。まず、知事または副知事が出席した県民説明会を県内4会場で開催し、オンラインによる視聴も含めて200名を超える皆様にご御参加いただくとともに、出席できなかった方向けに説明会の動画を県のホームページに掲載し、視聴できるようにいたしました。

また、旅館ホテル組合とは要望事項をお伺いしながら随時意見交換を重ねてきたほか、ゲストハウスなど小規模宿泊事業者や商工会、旅行会社の皆様の御意見も伺ってきたところでございます。

さらに、市町村向けには、市長会、町村会での市町村長への説明のほか、担当者向けの説明会も開催するとともに、県と同じく宿泊行為への課税を検討する市町村が行う住民説明会などに出席し、制度を理解いただけるよう努めてまいりました。あわせて、パブリックコメントを1か月間にわたり実施しており、その結果、50を超える個人、団体などから御意見等を頂戴したところでございます。

これらの御意見等を踏まえまして検討の方向性をお示したところでございまして、引き続き多くの皆様と意見を交換しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、定額制と定率制の比較と県の考え方についてという御質問でございます。

県の骨子におきまして、宿泊客が受ける受益は宿泊料金にかかわらず一定であることから、宿泊行為の課税に当たっては、いわゆる応益性を重視するという考え方の下、税額の算定が簡便であり、納税者や特別徴収義務者をはじめとした事業者にとって分かりやすいというメリットから定額制を採用したところでございます。デメリットといたしまして、税額によりますけれども、低価格の宿泊料金の場合、負担感が大きくなることが挙げられます。

一方、宿泊料金を課税標準といたします定率制は、観光消費額を増やすという観光政策の目的が税収に反映されやすく、宿泊料金に応じた税額となることで納税者の納得感が得られやすいというメリットがある一方で、デメリットといたしまして、税額算定事務の煩雑さをはじめといたしまして、納税者にとって税額が分かりづらいこと、また、税額の上限がない場合、受益と負担のバランスを欠くことが挙げられるほか、課税標準を同じくする消費税との二重課税を指摘されるおそれも課題として挙げられます。

税収見込みにつきましては、昨年度実施いたしました県の観光振興審議会における試算によりますと、定額制の場合、免税点を設定せず、定額300円では約48億円、定率制の場合は、例えば定率2%では約25億円、3%で約38億円と見込まれています。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、宿泊税（仮称）に関連しまして、県民説明会で寄せられた声をどう受け止め、また、それを今後の検討にどのように生かしてよりよい制度にしていくのかという御質問をいただきました。

まず、県民説明会に私も参加させていただいて、とりわけ宿泊事業者の皆様方の御参加、御意見が多かったと受け止めておりますけれども、県民の皆様方のお話を直接聞かせていただき、私としてはいろいろな気づきがありました。

こういう説明会に直接参加させていただいてよかったというふうに思っています。と申しますのは、やはり特別徴収義務者になることを想定している宿泊事業者の皆様方は、制度面のみならず、運用面等も含めて様々な御懸念があるということがよく分かりました。

この制度を円滑に実施していくためには、もとより納税いただく観光客の皆様方の御理解が大変重要であります。それと同時に、この特別徴収を行っていただく宿泊事業者の皆様方の声をしっかり踏まえて検討し、制度を設計するということが大変重要だということを改めて実感したところでございます。

そうした観点から、今回の提案説明におきましても、名称の変更、それから合宿等についても課税免除の対象にしていくという方向性をお示したところでありますし、また、免税点の引上げについても今後の検討課題ということで御説明させていただいたところであります。

今後とも、特に宿泊事業者の皆様方との意見交換を行っていききたいと。特に丁寧に御意見を伺う必要があると思いますので、年内を目途に公開の場でまた御意見をお伺いし、私どもの考え方もお伝えする。そうした場をぜひつくっていききたいというふうに思っております。

加えまして、今回の長野県の宿泊税（仮称）の特色は、県と市町村が協力して観光振興に取り組もうということで、基本的には税収の2分の1、約半分は市町村に交付するという形になっております。独自課税を検討されている市町村も含めて、市町村の皆様方と考え方や方向性をしっかり共有することが重要でありますので、市長会、町村会の皆様方とも調整を図っていききたいと思っています。

制度面のみならず、広報の面も含めて、引き続き宿泊事業者の皆様方の不安や負担を軽減できるように努力をしていきたい、検討を重ねていきたいというふうに思っています。

こうしたことを通じて、依田議員から冒頭におっしゃっていただいたように、何よりも世界

水準の山岳高原観光地づくりをしっかりと進めていかなければいけないと思っています。世界の主な観光地ともしっかりと競争できるような長野県の観光地域づくりに向けて、よりよい制度となるように丁寧に検討を進めた上で、2月定例県議会への条例案提出に向けて鋭意取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）それぞれに御答弁をいただきました。

低価格料金で宿泊されるお客様の税の負担感に配慮し、免税点の引上げを検討してくださるということでございますので、深く感謝いたしたいと思います。

また、中学、高校、大学の学生の合宿や文化・スポーツ活動に対して課税免除を拡大していただけるとのこと。また、特別徴収義務者の負担軽減にも御配慮いただけるということでありまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

私の地元でも、夏になれば、昔から多くの中高生や大学生が夏合宿に訪れます。スポーツ合宿も多いですが、時には吹奏楽を学ぶ学生たちもやってまいります。公民館、体育館、民家などを借りて練習に打ち込む学生さん。中から漏れ聞こえる弦楽器や金管楽器の調べやコーラスの歌声。そして、その音色を聞きながら農作業にいそしむ村人たち。小さな農村にも、そんなささやかな楽しみがあります。

そういった名もなき学生さんたちが信州の田舎で技術を磨くという文化を絶やさないためにも、県としての御配慮を期待したい。そのことを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

信州F・POWERプロジェクトについてお伺いいたします。

今から12年前、平成24年9月に森林県から林業県へ生まれ変わらせるためのイノベーションとしてその構想が大々的に発表されました。しかしながら、その中核的な役割を担っていた征矢野建材が昨年民事再生に至ったことは、記憶に新しいところであります。

そんな中、発電事業につきましては、先日、綿半ホールディングスにおいて、九電工と共同で新会社を設立し、事業を承継する旨が表明されたところであります。

また、征矢野建材から社名を変更した綿半建材においては、その後、移動式チップパーが導入されました。ドイツ製の数億円もする大型の破碎機であります。この機械の最大のメリットは、作業現場に放置されている枝葉などを大量に破碎し、燃料チップにすることが可能であるという点です。これにより、発電所へのチップの供給量が20%もアップするというところであります。従来のもので15倍の処理能力があるということなので、やりようによってはさらに多くの供給量が期待できるのではないかと思います。

それには、やはり枝や幹などの端材を回収する際の効率性を高めることに知恵を絞らなければなりません。その点について、綿半建材さんは、独自のコンテナを準備し、林業者の協力を得ながら迅速かつ大量に回収できる仕組みを既に構築しつつあるので、そこは大いに期待したいと思います。

ただし、12年前に産声を上げたF・POWERプロジェクトに対し、製材事業に23億8,000万円、発電事業に9,200万円、計24億7,200万円という補助金が県から支給されております。したがって、主力企業が試行錯誤を繰り返し、鋭意努力を重ねながらも破綻に至ってしまったことへの振り返りというものもしっかり行う必要があると思います。

P D C A、いわゆる計画、実行、確認、改善というマネジメントサイクルは、目標を達成するためには不可欠です。よって、これまでを振り返り、改善していく中で、このプロジェクトが最終的にはやってよかったと評価されるようにしなければなりません。

未来志向で物事を捉える、そんなスタンスも織り交ぜながら御質問させていただきます。

今から7年前、平成29年9月定例会において、私は、このF・POWERプロジェクトについて、現地調査や関係者への聞き取りも行った上で質問させていただきました。

最初に、私は製材加工施設の状況の悪さを指摘いたしました。それに対し、当時の林務部長は、世界初の製材加工システムゆえに県産材丸太の規格に適合させるための調整作業、さらには、労災事故も重なり、多くの時間を要してしまった。しかし、平成28年度からは、樹種や材の長さにもよるが、一日当たり300立方メートル以上を製材できるまでの能力となっており、お答えになりました。

また、稼働状況について尋ねたところ、平成28年度の7万立米の丸太を製材する計画量に対し達成率は約5割。また、歩留り率については、アカマツや広葉樹特有の曲がりや節を除去するため、建築用材よりも若干低い25%を想定していたが、平成28年度はそれを若干下回った。しかし、林業総合センターでの技術指導に加え、節あり製品の販売開始など、歩留り率の向上対策を進めており、今後は期待できる見通しとなっていると答弁されました。

また、原木安定供給について尋ねたところ、アカマツ、広葉樹とも計画的な伐採や需要情報の共有等により綿密な需給調整を図り、製材用原木の供給システムが安定的に機能するよう県としても調整を図っていきたい。さらに、原木の受入れ体制については木材流通やそのシステムに知見のある専門家のアドバイスを受けるなど、供給側と需要者側双方での調整を図っていくとの答弁でした。

また、販路拡大については、建材メーカー、大手木材流通会社、大手住宅メーカーなど、アカマツ無垢材の床材に関心がある事業者に対して営業強化を図っており、県としても針葉樹無垢材製品の良さ等を積極的に消費者や工務店の皆さんにPRするとともに、関係者の販路拡大

の取組を一層支援していきたいと答弁されております。

また、製品展開については、フローリング材に加え、木造住宅の構造材として需要の多いヒノキの土台材、カラマツの外壁材の展開を始めている。また、規模の大きな木造建築にも対応できる接着重ねばりの製造販売も進めている。県としては、林業総合センターの技術指導や関係者とも連携した消費ニーズのマッチングや販路開拓となる製品出展をサポートするなど、本取組を支援していくとの答弁でありました。

これらの答弁を改めて読み返してみますと、製材施設の能力は整いましたとか、歩留り率の向上を進めています、原木の安定供給は双方向で調整を図ります、販路開拓や製品開発は支援していきますといった言葉で締めくくられております。つまりは、プロジェクトが発足して5年の歳月がたっているにもかかわらず、実績を出すのはこれからなのですよという大変苦しい状況に陥っていたのではないかと私はそのように思いました。

平成29年11月定例会では、寺沢功希議員が木質バイオマス発電事業が遅れている理由について質問しております。これに対し、当時の林務部長は、プロジェクトには多くの企業が関わっていることから、確実な事業実施に向けて細部にわたる契約条項を積み重ねているからだろう。県としては、必要な関係者との打合せに参加し、原料となる未利用木材の安定供給に向けた調整を進めていると答弁されました。

さらに、寺沢議員がアカマツ材の受入れ再開について尋ねると、計画的な木材生産ができるよう、林業事業体はその調整を図っていると答弁されております。

そのほかにも多くの議員がF・POWERプロジェクトについて質問されておりますが、歯切れのよい答弁はあまりなかったという印象です。

そして、その後このプロジェクトはどうなったのか。当然ながら、業者としても県としても最善の対策は取られてきたとは思いますが、しかし、残念ながら、結果的に征矢野建材は破綻してしまいました。そのことは事実であります。

そこで、お伺いたします。このF・POWERプロジェクトが当初の計画どおりに進まなかった要因はざっくりどこにあるとお考えか。林務部長にお伺いたします。

さて、当時の議事録を読み返してみますと、県としてのスタンスが言葉の表現の中にかいま見えるわけでありまして。例えば、県として調整を図っていきたいとか、一層支援していくとか、サポートしていく、PRしていくといった表現で締めくくられていることが多いわけですが、このような言葉の中には、県としてこのプロジェクトにどこまで深入りしてよいのかといった迷いや警戒心を感じ取ることができます。

そこで、お伺いたします。このような民間業者や団体を中心としたプロジェクトについては行政が全面的に関わることは難しいと思っておりますが、その難しさをどのように認識しておられ

るのか。あわせて林務部長に御見解をお伺いいたします。

平成29年9月の質問の最後に、私は、信州F・POWERプロジェクトを推進していく上での課題認識と今後の対応について阿部知事に伺いました。

知事は、森林県から林業県へと飛躍し、発展させていく上で大変重要なプロジェクトである。製品の販路開拓、原木の安定供給、これが課題だ。県としては、新しい販売先の開拓、あるいは市場ニーズとのマッチング等にしっかりと協力をしていきたい。さらには、原木供給を担うサプライチェーンセンターとの調整等についても積極的に行い、製材事業の安定化を図っていききたいと答弁されております。

そこで、知事にお伺いいたします。プロジェクトがこうした状況に立ち至ったことについて県としてどのように認識しておられるのか。御見解をお聞かせください。

また、民間を中心としつつも県が関わりを持つ事業というものはほかにも様々あると思いますが、今回の状況を踏まえ、県は今後どのように対応されていかれるのか。知事にお伺いしたいと思っております。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） 信州F・POWERプロジェクトに関しまして2点御質問を頂戴いたしました。

まず、計画どおりに進まなかった要因についてでございます。

このプロジェクトは、大型の木材加工施設と木質バイオマス発電施設を設置し、住宅部材を製造する製材事業とともに、これまで利用が進んでいなかった低質の原木や木材の加工過程で発生する端材等を燃料として利用する発電事業を一体的に行うこととしていたものであります。

このうち、製材事業については、事業主体において、事業の開始に当たり、市場調査や有識者も参加した推進戦略会議の議論を踏まえた上で無垢フローリング材を主力製品として設定しましたが、品質の安定したプリント材の普及という市場動向の変化により販路拡大が思うように進まない状況にあったものと認識しております。

発電事業につきましては、事業主体において発電設備の仕様や投資規模の検討を進める中で、県からは、資金調達を容易にするため、段階的に設備規模を拡大することも選択肢として提案したものの、最終的には事業主体の経営判断により現在の規模になったこと。また、当初の事業計画において、製材事業と同時期の着工、稼働開始を想定していたものの、発電事業の資本強化のための出資者の調整やプラントメーカーの選定などに時間を要し着工が遅れたことから、結果として為替変動や消費税率の引上げ、建設物価の高騰に直面したこと等による建設費の増加などが経営に影響を与えたものと考えております。

さらに、全国的に木質バイオマス発電施設の稼働が増えたことに伴う燃料材の需要の増加や、

製紙用など他の用途向けの需要との競合による燃料材価格の上昇など、外的要因の影響を大きく受け、燃料材の供給が計画を下回る状況が続いていたものと考えています。

事業用の原木の供給については、当初、供給側の関係団体がサプライチェーンセンターを構成し、製材事業に必要なA・B材と、副産物として発生するC・D材を燃料材として発電事業で活用するため、山側から発電施設までをつなぐ体制の構築を構想したものであります。

しかしながら、製材事業の販路拡大が進まず、需要側の製材事業者が求める原木、A・B材の量や、樹種、納材時期が安定しないことから、供給側のサプライチェーンセンターが燃料材であるC・D材の供給を行うことも難しくなり、結果として双方で安定的な取引のできる関係性を十分に構築できない状況にあったものと認識しております。こうしたことから、結果として事業が当初想定していた計画どおりには進まなかったものと考えております。

次に、行政としての関わりについてでございます。

このプロジェクトについては、「森林県から林業県へ」との理念の下、森林資源を有効に活用し、本県の林業・木材産業の活性化に資するとの観点から県としても取り組んできたところであります。

そうした中で、県は、プロジェクトの初期段階において、国や塩尻市、大学関係者など産学官の連携体制の下で推進戦略会議の運営等を行うとともに、事業の開始以降は、補助金執行者としての役割とともに、原木の安定供給に向けた関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行う役割を果たしてきました。

一方で、事業の運営方法や資金調達などの経営判断については企業が行うべきものであり、また、第三セクター等の場合を除いて、県が企業経営に関与すべきではないと認識しており、このプロジェクトにおいても、こうした認識の下、対応してまいりました。

原木の安定供給についても、県は需要側と供給側の調整の場を設ける役割を果たしてきたところですが、木材の調達価格の調整については需給者間の商取引に委ねられるものであり、県としては関わってこなかったところです。このように、民間を中心としたプロジェクトについては、県としての役割や関与できる範囲にはおのずと限界があると認識しております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州F・POWERプロジェクトに関連して2点御質問をいただきました。

まずは、プロジェクトがこうした状況に立ち至ったことについての認識という御質問でございます。

このプロジェクトにつきましては、長野県の豊富な森林資源を有効に活用して本県の林業・

木材産業の活性化につながるものとして、これまでも補助金の執行者としての役割を果たすとともに、原木の安定供給に向けて関係者間の調整や素材生産の増加につながる林業事業者への支援を行うなど、行政として県としての役割と責任を誠実に果たしてきたところでございます。

例えば、早い段階から部局横断で事業改善検討チームを設置して、素材生産の増加や材の加工策の検討等を行いました。また、近年では、原木安定供給等検討チームや事業継続支援チームをつくって取組をサポートしてきたところであります。

しかしながら、先ほど林務部長から結果として計画どおり進まなかった要因についてる御説明させていただいたとおり、市場動向の変化や燃料材の価格の上昇等様々な要因が複合して、当初の計画どおりには事業が進捗しないという形になってしまいました。このことにつきましては、県としても大変重く真摯に受け止めなければいけないというふうに考えております。また、結果として関係者の皆様方に多大な御迷惑をおかけすることになってしまいましたので、私としても大変心苦しく、申し訳なく思っているところでございます。

県は、こうした民間を中心とした事業において、今回の状況を踏まえてどう対応していくのかという御質問でございます。

先ほど林務部長からも御答弁申し上げたとおり、民間を中心とするプロジェクトについては、県としての役割、関与できる範囲にはおのずと限界があるというふうに受け止めております。例えば、企業の経営判断や企業間の商取引については行政としては関与すべきでないというふうに思っております。県として歯切れがいい答弁ではなかったのではないかと御質問をいただきましたけれども、こうしたことがその答弁の背景にあるというふうに御理解いただければと思います。

一方、様々な社会課題を解決していく上で、今後とも企業を含めた民間の皆様方と様々な形で共創、協働していくということが極めて重要だというふうに考えております。県としては、民間と行政との役割分担や事業の進展に応じての県の関わり方については、これからも十分意を用いていかなければいけないというふうに思っております。そのため、今回のプロジェクトにおける県の対応や取組を振り返りつつ、今後の同様の取組に今回の経験を生かしていくことができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君） それぞれに御答弁いただきました。

市場動向や民間の事業について、価格について口出しをしたり、あるいはその企業の根幹に関わるようなプロジェクト、経営方針にそこまで首を突っ込むことができないということも多々あるかと思っておりますけれども、そうはいつても、共創、協働の精神で県民と共に歩むため、

そういったプロジェクトでも言うべきことは言うというスタンスは必要だと思います。その辺のところはしっかりとお願い申し上げたいと思います。

新たなプロジェクトを立ち上げるということは、リスクが伴う危険な賭けでもあります。そして、時にはそのプロジェクトのともしびが消えかかってしまうこともあります。しかしながら、幸いにも、今回、このF・POWERプロジェクトにおいては、綿半建材さんがそのともしびに新たなエネルギーを注ぎ込もうと尽力されておられます。本当に頭が下がる思いであります。県としても、心機一転、今まで積み重ねてきた知見と経験を生かして共に頑張っていたいただきたいというふうに思います。

綿半建材さんのホームページを拝見しますと、次のような言葉がつづられております。

弊社は、最先端の大規模・集中型木材加工施設を設置し、県内から集材された木材をフローリング材等に加工し、販売することで、森林資源の活用と県産材の普及を図ります。さらに、木質バイオマス発電施設を併設し、製材で発生する端材や、製材用に向かずこれまで山に放置されていたような間伐材を燃料として発電を行います。発電された電気は「再生可能なエネルギー」として売電され、その利益は森林設備に還元され、製材時に排出されるおがくずはキノコの菌床、家畜の床敷から肥料等に利用することで、木材の有効活用と森林資源の価値向上を図っていきますと記載されております。

もちろん、これらは大変重要な取組であります。根本的なことを申せば、信州F・POWERプロジェクトは、命の水を涵養し、新鮮な空気を醸成しながら、動植物の命を支える役目を担っている。そのこともぜひつけ加えていただければというふうに思います。

地球温暖化対策や脱炭素社会の構築、循環型社会の構築が世界中で叫ばれている中、森林資源の有効活用ほど重要な取組はないと思います。化石燃料に頼ることがいけないと言うのなら、何に頼るのか。やはり最も頼れるのは、太古の昔から人類を支えてきた森林資源だというふうに私は思います。

ぜひとも、信州発のF・POWERプロジェクトにはその一翼を担っていただきたい。そのことを強く要望し、御期待申し上げまして、一切の質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）子供の発達特性について、社会的認知が広がり、幼少期から適切な療育支援へつなぐことが可能となってきた一方で、専門とする医師の不足等が要因で、発達障がい診断等を行う医療機関の初診まで数か月も要する実態は解消されていません。

本年4月から施行された改正児童福祉法によって、中核的な役割を果たせるような児童発達

支援センターの機能強化や、地域における障がい児への支援体制の強化により、地域全体でインクルージョン推進を図っていくことが求められています。

地域全体での発達支援の支援力を高める必要性は日々高まるばかりですが、法改正を踏まえ、地域におけるその支援力を高めるため、県はどのように取り組んでいくお考えなのか。まず、こども若者局長に伺います。

社会として、また、その地域において発達障がいの理解と支援力を高めていく上で役割が期待されるのが、巡回支援専門員です。この整備は、任意の市町村事業になりますが、専門員が保育所や幼稚園等の子供が集まる施設や場所へ行って巡回支援を実施し、職員や保護者に対し、発達障がいやその特性のある子について早期発見や適正な対応のための支援、助言等を行っていく取組であり、インクルーシブな支援の一つです。

専門医の不足により、その診断等に長期間を要する実態がある中で、発達支援の在り方について悩んだり負担を抱えたりする保育所等の施設や保護者に日常的に支援や助言が提供されていくような社会モデルの構築のため、巡回支援専門員は欠かせない存在と考えます。一方で、巡回支援専門員の確保や活用については市町村においてもばらつきがあり、単独ではその確保が難しいケースもあります。

巡回支援専門員の確保やその活用による効果的な支援について、県内市町村の実態を県はどのように把握されているのか、伺います。

また、その人的資源の効果的な配置や活用のため、巡回支援専門員の確保、拡充、増員については長野県私学教育協会からも要望が出されており、県としても、市町村の実態を認識しながら主体的な支援への取組が必要と考えますが、県の認識を伺います。

そして、巡回支援専門員の活用による成果や好事例等、ロールモデルも市町村に発信しながら効果的な巡回支援について促していくことも重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか。以上3点を健康福祉部長に伺います。

本年6月より改正子ども・若者育成支援推進法が施行され、ヤングケアラーの定義が法律で明確化され、子供・若者ケアラーへの支援が法律上の根拠を持つこととなりました。近年、社会的注目を集める中で、自治体による支援も急速に進展してきましたが、その支援の内容や質、また実態把握について、地域ごとにばらつきがあることも踏まえたさらなる課題解決に向けた対応策の構築の強化をしていくことが必要です。

ヤングケアラーをめぐる最大の課題は、ヤングケアラー自身が御自身の状況を当たり前、普通のことと捉え、支援の必要性を感じられない自己認識の欠如や、表面化しにくく支援が必要であっても気づかれないことなど、その潜在性にあると考えますが、その実態についてどのように意識されているのでしょうか。

また、子供と関わりの深い学校をはじめ、公的機関において、早い段階でその状況に気づき、負担を減らし、本来必要とする支援につなげていくことが不可欠です。社会全体の理解や協力への認知度を高めながら多様な主体の連携を生み出すような包括的支援体制の構築に向け、県はどのように取り組んでいくのか。以上2点をこども若者局長に伺います。

学校現場における認識を高めていくことも求められます。周囲の無理解やプライバシーへの配慮、スティグマのおそれなどの中で、問題の顕在化を妨げ、ケアによる学業への影響により進学や就職の選択肢を狭め、将来不安の増大や精神的な負担を増大させてしまう可能性について学校現場での配慮が重要と考えます。

ヤングケアラーについて教職員の皆様の認識をしっかりと高め、潜在化を防いで、必要な取組と支援につないでいくための理解と体制構築も欠かせませんが、どのように教育委員会で取り組んでいくのか。教育長に伺います。

また、子供本人が担っているケアに対し、介護保険サービスや障害福祉サービスなどどういった外部サービスがあるのか直接知っていただいたり、相談しやすい環境設定も不可欠です。

タブレット端末を活用した相談ツールの設置など、相談や認識へのハードルを下げ、必要な行政サービスを認識していただく取組も自治体によって見られるようになってきています。自身がヤングケアラーだと認識できる情報や本来必要とされる行政サービスの情報を子供に直接届けたり、相談につなぐため、教育委員会ではどのように対応策を講じていくお考えなのか。教育長に伺います。

年々上昇を続ける不登校についてです。

不登校をめぐる対策には、全児童生徒を対象とした予防の視点や不登校の傾向にある児童生徒の早期発見と適切な支援、不登校児童生徒への個別支援等、それぞれの状況や段階に応じた重層的な取組が必要です。

文科省による不登校の要因分析に関する調査研究では、不登校のきっかけ、要因に関する回答が、児童生徒や保護者と教員の間には相違が見られることを明らかにしており、当事者が感じている要因が教員には見えにくい可能性があることを示唆しています。

授業への満足度や教職員への信頼感、様々な個性や意見を認め合う雰囲気など学校の環境や風土は、児童生徒に対しその影響をじかに及ぼします。児童生徒が安心して通い、過ごし、学ぶことができる場になっているのか見える化し、学校自身が認識することは、学校の風土改善のため不可欠なことと考えますが、各学校における取組はどのような状況でしょうか。

不登校をめぐる教員と児童生徒や保護者との認識の相違を解消するためにも、不登校傾向が見られた初期段階での個別支援の充実が一層求められます。特に、教員が把握することが難しいメンタルヘルスについては、小さなSOSが可視化されるように、問題の予兆の早期発見と

支援につなげることが必要と考えます。心身の変化に対し、どのようにアセスメントをしていくための対策を講じていくのか。また、こうしたSOSに「チーム学校」で素早く早期に最適な支援につなぐ取組が欠かせませんが、体制構築のため、教育委員会ではどのように取り組んでいくのか、伺います。

さて、約30万人に上る不登校の小中学生のうち約3割が学校内外の機関で専門的な相談を受けていないという実態が、令和5年度の文科省の調査結果で示されています。県教育委員会では、これまで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充強化や「チーム学校」の取組など、支援を届けるための施策の充実強化を図ってきていただいておりますが、現状における課題をどのように認識されているのでしょうか。また、今後のこうした教育相談体制の充実強化に向けた取組方針について、以上3点は教育長に伺います。

そして、不登校をめぐる児童生徒のきっかけや要因、背景、環境は一人一人異なり、学校との関係や家庭の事情、本人の健康の問題など複雑に絡み合い、また、その時期によって必要な支援も異なってくることを認識しなければなりません。

こうした意識を働かせていくとき、学校や教育委員会を中心とした支援や対策のみならず、行政や地域、NPOやフリースクール等々による学びや居場所づくりなど、社会全体が連携し、充実させていくことが重要です。

知事部局における福祉関係や子供政策担当部局も、こうした連携を生み出していく一体的支援体制の構築に主体的な取組を強化していくべきと考えていますが、知事のお考えをお伺いいたします。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私にはまず発達支援に関して地域における支援力向上のための取組について御質問をいただきました。

議員からお話がありましたとおり、今般の児童福祉法の改正によって、児童発達支援センターの機能や障がいを抱える子供への支援体制の強化が求められておまして、とりわけ発達障がいについては、特性の個人差が大きく気づきにくいことから、障がいが気になる早い段階で気づいて適切な支援につなげるための一層の取組が必要となっております。

こうしたことを地域で支えるためには、障がいへの専門的な知見に基づく正しい理解の浸透や、保育等の子育て支援を中心的に担う市町村において支援力を高めていくことが重要です。このため、県では、昨年4月に長野県発達障がい情報・支援センター、愛称「といろ」を信州大学医学部附属病院への委託により設置し、専門的な支援プログラムの開発や情報発信、相談支援に加えまして、市町村の保健師や福祉職、教員等を対象とした研修などを行い、専門知識を持った支援人材の育成強化に取り組んできております。

また、長野県発達障がい者支援対策協議会に設けております四つの部会のうち、連携・支援部会では、保育、幼児教育、学校等の保育士や教員等の基礎知識と対応力向上に関する取組を進めておまして、これまでも、リーフレット「早めの気づき適切な学び」を作成し、周知を行ってきました。

今後は、市町村向け研修における事例紹介等のさらなる充実や、様々な分野の方々への情報発信と理解促進等を図っていくほか、市町村において設置が進められているこども家庭センターとの連携を進めるなど、地域での支援力向上にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、ヤングケアラーについて二つ御質問をいただきました。

まず、ヤングケアラーの潜在性についてのお尋ねであります。

国が令和3年度にまとめたヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告の中で、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっていることが指摘されております。

また、令和4年度に県が行ったヤングケアラー実態調査でも、学校内にヤングケアラーと思われる子供がいると回答した学校は、小学校が約2割、中学校が約4割で、残りの約8割の小学校と約6割の中学校では、ヤングケアラーと思われる子はいない、いるかどうか分からないと回答しておまして、子供たちから家庭内の困り事のサインなどが見えないと見つけることが難しい状況にあることがうかがえました。

ヤングケアラーが把握されにくい理由としては、ヤングケアラーの社会的認知度の低さも挙げられておまして、支援が必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気づくことができない状況にあることがヤングケアラーを潜在化させる要因となっていると考えられます。

このため、ヤングケアラーの認知度を高め、子供自身の気づきを促すとともに、周囲の大人が様々な場面で子供の様子に気を配り、その存在に気づくことが課題解決のために重要であると考えております。

次に、多様な主体の連携を生み出すような包括的な支援体制に向けどう取り組んでいくのかというお尋ねであります。

ヤングケアラーへの支援に当たっては、教育、福祉、医療などの様々な支援主体が連携して課題の解決に当たることが重要と考えており、これまで、地域における連携を進めるため、市町村での教育や福祉など関係機関が連携した支援体制の整備を促進するための相談やサポートを行ってまいりました。

また、教育や福祉など支援関係者の連携強化のための支援者向けの研修会や、ヤングケア

ラーへの理解を深めるための県民向け研修会の開催、そして、民生児童委員やこども食堂、NPO等の地域で子供を支える方々がヤングケアラーについて学ぶ機会の確保や、子供に身近に接する大人がヤングケアラーに気づくためのリーフレットの作成・配布など、様々な取組を行ってきているところであります。

今後、県としては、これまでの取組を充実させるとともに、地域における連携をより一層推進するため、ヤングケアラー支援に携わる教育、福祉、医療関係の県レベルの団体や市町村のコーディネーター等の実務者の方々が情報交換や課題の共有を行うことを目的とした支援機関や支援団体の連絡会を今年度内に開催することとしておりまして、様々な主体の連携が円滑に図られるようさらに取組を進めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には発達支援に関連して2点お尋ねがございました。

初めに、巡回支援専門員に関する市町村の実態把握についてでございます。

巡回支援専門員による支援は、発達障がい者支援の重要な施策の一つとして、平成23年度から市町村の国庫補助事業として始まった仕組みであり、子供への支援に加え、保護者や教職員等の支援者に対する支援、関係機関のつなぎ役等を担っております。

市町村の取組の実態については事業の実績報告書などを通じて毎年度把握しており、昨年度は23市町村において、作業療法士、言語聴覚士、心理士など発達障がいに関する専門的な知識を有する方、計129名が巡回支援専門員として配置されております。

支援内容としては、一人一人の子供の特性に合った環境調整の工夫の提案、通園、通学する施設の教職員に対する発達支援スキルの指導、保護者に対する子供への関わり方の助言等に取り組んでいただいているところでございます。

次に、巡回支援専門員の確保支援及び効果的な巡回支援促進のための取組についてでございます。

発達障がい者支援に関わる巡回支援専門員には高度な専門知識と経験が求められることから、人材確保に課題が生じることも推測されます。今後、市町村の実情を伺い、必要に応じて市町村と共に対策を検討してまいります。

また、各市町村においては、健診会場に巡回支援専門員を派遣して、気になる子供の早期発見、早期支援につなげる取組や、ケース会議における支援のコーディネート、保育所において実施する個別の発達支援プログラム作成など様々な工夫をしながら効果的な取組を進めていただいております。こうした優れた取組の情報を収集し、市町村に提供することによって、巡回支援の質の向上を図ることは重要と認識しております。

発達障がい者支援については、担当するこども若者局や関係部局等と共に推進しているところでございます。発達障がい情報・支援センターでの研修会や、発達障がい者支援対策協議会等を活用して議員御提案のような好事例の共有等を進め、今後も市町村において効果的な巡回支援が行われるよう支援してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には、ヤングケアラーについて2点、不登校支援について3点御質問をいただきました。

まず、ヤングケアラーに関わる支援体制構築のための取組についてでございますが、学校では、日々、学級担任を中心に、児童生徒の様子を観察したり子供の日記を丁寧に読んだりして子供たちの変化に対して感度を高めるよう努力をしているところでございます。

この中で、児童生徒の家庭での悩みに教職員が気づいたり、本人からの相談があった場合には学校において解決策を検討するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーによる支援や市町村の福祉部局などの関係機関につなげているところでございます。

一方、子供たちを取り巻く状況は多様化、複雑化しており、今後もヤングケアラーなど子供たちの状況への理解を深め、さらには教職員の感度を高めるための研修の実施や、校内での対策を共有化するとともに、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携による支援体制の構築により一層努めていく必要があると考えております。

次に、子供たちを相談支援につなげるための対応策についてでございます。

子供たち自身の認識を深めるための情報提供については、こども家庭庁が作成したチラシ「家族のお世話や家の用事などをしているあなたへ」の周知を促進し、子供自身の認識を促すよう取り組んでいるところでございます。

また、子供たちが必要とする行政サービスにつなぐためには、教職員が気づいたり、本人からの相談があった場合には、迅速にスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携して支援することが重要であると認識しております。このため、困ったことを相談できる関係づくりや人権意識を大切にする学校風土を築けるよう、SOSの出し方に関する教育の推進や人権意識の向上を目指す研修を実施しております。

また、子供たちが相談しやすい環境をつくるために、平成29年度から、中高生を対象としたLINE相談を全国に先駆けて実施するとともに、令和4年度から、1人1台端末を活用した相談フォームを作成し、各学校での活用を促しているところでございます。

今後も引き続き一人一人の悩みに応じた迅速な対応につなげるために、子供たちが安心して相談できる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

続いて、不登校支援に関わって、学校風土改善のための取組についてでございます。

各学校では、毎年、学校の運営状況を確認する学校評価を実施しており、児童生徒や教員、保護者や地域の方に対して授業や学級、学校の満足度や改善点に関するアンケート調査をし、その結果を分析した上で次年度の学校運営に生かしているところでございます。

また、文部科学省が、令和5年度に、COCOLOプランの中で、不登校対策として、学校風土を把握するためのツールとしてアセスやQ-U等の調査を紹介しており、県内では多くの学校がこれらの調査を実施し、児童生徒の学校環境への適応度や生活満足度を測り、学校風土の見える化に取り組んでいるところでございます。

次に、心身の変化を把握するための対策と体制構築についてでございます。

各校では、先ほど申し上げたアセスやQ-U等を活用し、教職員が日々の子供たちの様子を観察しております。また、本県の小中学校では、学級担任が子供たちと生活記録のやり取りを毎日行っており、その中で、一人一人の心身の変化を捉え、小さなSOSを把握して、適切な支援につなげているところでございます。

さらに、職員会等で全教職員が一人一人の子供の変化を共有する時間を設けており、生徒指導主事や特別支援教育コーディネーター等の対応も含め役割分担を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の知見も含めたチーム学校として支援に取り組んでいるところでございます。今後も、一人一人の子供に対して素早く適切な支援につながるよう、学校に働きかけてまいります。

次に、現状の課題に対する認識と教育相談体制の充実強化に向けた取組方針についてでございますが、スクールカウンセラーは、子供の心理面をサポートするために全ての学校に配置しておりますが、児童生徒や保護者からのニーズが非常に高く、いつでも相談できるよう、さらなる体制の整備が必要であると認識しております。

また、スクールソーシャルワーカーは子供や保護者を福祉面でサポートしておりますが、一つ一つの案件が多様化かつ複雑化しているため、学校からはスクールソーシャルワーカーのさらなる拡充を求められているところでございます。

今後も、引き続き児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数や支援時間の確保に努め、教育相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には不登校支援に関連して教育委員会や地域との連携について御質問をいただきました。

学校に行かない子、行けない子たちに対する支援については、御指摘のとおり、多くの関係者が協力して取り組んでいくことが大変重要だというふうに思います。特に、今の日本の制度のはざまを埋めていく、こうした視点で取り組むことも重要だと思っております。学校は行くのが前提でいろいろな仕組みが組み立てられていることから、学校に行かない子、行けない子たちにとっては、非常に支援が手薄な状況が続いてきたというふうに受け止めています。

そうした観点から、今年度から信州型フリースクール認証制度を創設し、創設に当たりまして、多くの皆様方の御意見を伺いましたし、運用に当たっても、関係方面ともしっかり連携し、また、御意見も伺いながら、改善すべき点は改善しなければいけないというふうに思っています。

教育事務所には不登校支援機関連携推進員がいらっしゃいます。フリースクールと学校、市町村教育委員会等関係者間の調整を支援していただいているところでありますので、こうした教育事務所、教育委員会ともしっかり連携していく必要があると思います。

また、信州こどもカフェは、県内の広い地域にかなり広がってきたわけでありましてけれども、このこどもカフェも、やはり多くの皆さんの支援と協力の中で成り立っているわけでありまして。地域振興局ごとに設置いたします地域プラットフォームにおいて、市町村、支援団体、民間企業など関係の皆様方が集って連携していただいているところでございます。

さらに、県が設置し、子供や子育てに関わる悩み全般に対応する子ども支援センターやひきこもりに関して対応するひきこもり支援センター、こうしたところでは、教育委員会が運営している学校生活相談センターなど教育相談窓口との連携も図ってきているところであります。

行政がいろいろと役割分担をするのは、行政の勝手な都合でありますので、そうしたことで子供たちが不利益を被るということは極力ないようにしていかなければいけないというふうに思っております。また、私ども行政、教育委員会、あるいは知事部局だけで取り組むことができないことについては、民間団体や地域の皆様と協働、連携しなければいけないわけでありまして。

子供たちを支えていただいている多くの皆様方と引き続きしっかり連携をさせていただきながら、学校に行くことができない子供たち、あるいは学校に行かないことを選択した子供たちであっても、夢や希望を持ちながら暮らすことができる長野県になるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）ある高校生から、地域包括支援センターやケアマネジャーの存在を知らずにおじいさんの介護に携わっていたというお話をお聞きしました。介護サービスについて

もっと早く知りたかったというその生徒さんの言葉に、身に染みる思いがいたしました。

県では、新時代創造プロジェクトの一つに、一人一人に合った個別最適な学びの実現を掲げています。その大前提となるのは、一人一人の困難や特性、あるいはやりたいことについてしっかり気づくために寄り添い、そして向き合っていく姿勢にあると考えます。必要な学びや支援につなぐことができるように気づくための体制構築についてさらに強化していただくことをお願いさせていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次は林和明議員であります。同議員及び佐藤千枝議員の質問事項中、選挙管理委員会の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため北島靖生選挙管理委員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）上田市・小県郡選出の林和明です。本日は、所属党派改革信州の一番手として4項目について質問させていただきます。

最初にお聞きするのは、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会におけるeスポーツの在り方です。

いよいよ2028年に開催が迫ってきました国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会については、長野県議会でも今まで多くの意見、質問が出てきたと思いますが、私からは、障がいのあるなしにかかわらず平等に競技を楽しむことができるeスポーツという観点から質問を行っていきます。

eスポーツとはエレクトロニクススポーツの略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称となります。

近年、日本での普及も進みつつあり、日本のeスポーツ市場規模は2022年時点で約125億円、2025年には200億円を超えると予想されています。

国民スポーツ大会とeスポーツの関わりを調べると、2019年に行われたいきいき茨城ゆめ国体において、国体史上初となるeスポーツ大会が開催され、大会は正式種目ではなく文化プログラムの一環として行われましたが、各都道府県の予選を勝ち抜いた選手が都道府県対抗として競い、地元紙の報道によれば、会場には選手や観覧者など約2,500人が来場したそうです。

当時の茨城県の狙いとしては、低迷する茨城国体開催の認知度向上だったそうで、こうしたアイデアで、例えば、eスポーツの世界大会を国民スポーツ大会の時期に長野県に誘致し、さらに注目させて盛り上げることができるのではないかと考えています。また、パズルゲームで高齢者が指を動かすことで、健康増進や認知症予防効果にもつながるといった説もあります。

もし、国民スポーツ大会の開催時期にeスポーツの種目を行うことができれば、国民スポーツ大会の会場整備の一環として、県内公共施設においてeスポーツを体験しながら参加できる場所として整備することも方法の一つとして考えられるかもしれませんが、ここで2点お聞きしていきます。

これまでに開催された国民体育大会、国民スポーツ大会におけるeスポーツ大会の開催状況と、今後開催される各県での検討状況について伺います。

もう一点、eスポーツの強みの一つに、世代や立場を超えた交流の実現があると考えます。そこで、2028年に本県で開催する国民スポーツ大会においてもeスポーツを積極的に活用していくべきと考えるが、いかがか。以上2点、加藤観光スポーツ部長に伺います。

次の質問に移ります。治安維持のための警察組織の状況について伺っていきます。

県民の防犯意識向上や第一線の警察官の活躍もあって、全国のデータから刑法犯認知件数を見ると、平成14年をピークに刑法犯認知件数は減少を続けて、治安水準としてはよくなってきていると感じていましたが、コロナ後は、一転、増加することとなり、特殊詐欺や闇バイトによる強盗など、全体として犯罪に対する不安が解消されていないのが実感ではないでしょうか。

現在、人口減少により、多くの産業で採用が困難な状況で、人手不足による問題が課題となっており、働き方改革も進めなければならない状況から、県民の安心・安全、治安を守っていただいている長野県警組織を維持していくことが改めて重要であると感じます。

ここで、3点伺います。

警察官の採用募集状況及び定員の推移と女性比率について伺います。職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働き方改革の取組状況について伺います。もう一つ、県内の刑法犯認知件数の推移、重要犯罪の状況について。以上三つ、鈴木警察本部長に伺います。

報道では、警察庁は今年度補正予算案に、闇バイトによる強盗対策におよそ6.5億円を計上したとありました。いまだに闇バイト等による強盗事件が相次いで報道され、長野県でも同様の広域型強盗が行われるのではないかと不安を感じる県民もいるのではないかと考えています。

さきの6月定例会でも闇バイトの対策における質問を行いまして、インターネット上に流通する違法情報や有害情報を排除するため、民間に事業を委託し、AI検索システムを導入した有害情報等の情報収集とサイト管理者等への削除依頼等の対策を図り、啓発活動や情報発信に取り組んでいただいているとの答弁をいただきました。その手口が多様化して全国的な問題となっていることから、今定例会でもさらに質問を行っていきますが、いわゆる闇バイト等の強盗事件の多発に伴う県警察の対策について伺います。

もう一つ、トクリュウ犯罪、匿名・流動型犯罪グループに対する県警察の対策などの取組について。以上2点を鈴木警察本部長にお聞きします。

次の質問に移りまして、衆議院議員選挙の総括、投票率向上の取組について伺います。

10月に行われた衆議院議員総選挙では、首相就任から8日後の解散は戦後最短であり、解散から投開票まで18日間、2021年衆院選の17日間に次いで戦後2番目の短期決戦となり、選挙管理委員会関係の皆様におかれましてもその対応や準備に追われることになったと推察いたします。

県内の複数自治体では、期日前投票が始まるまでに投票所の入場券が有権者に届かないといった話もありましたが、近年行われた選挙においては、ポスター掲示板が足りなくなるといったことや、政見放送の在り方など、選挙制度そのものについて公選法改正についての関心が高まっていると感じます。

我々議員も当然選挙制度には関心高く活動をしているわけですが、ここで伺いきませんが、日程が発表されてから時間がない中での実施となった今回の衆議院議員総選挙の総括について伺います。

2として、期日前投票所の商業施設への設置や山間部での移動投票所の実施など、投票率向上のための市町村の取組状況と、それに対する県の支援について伺います。

3として、選挙や投票についてどのように発信、広報啓発を行っているか。以上、北島選挙管理委員会委員長にお聞きします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には2問御質問がございました。

まず、国スポ、国体などにおけるeスポーツの状況についてでございます。

国民スポーツ大会では、大会で実施される競技とは別に、開催県における大会開催の機運醸成を図るため、スポーツ文化や開催県の郷土文化などをテーマとした文化プログラムが開催されております。その中で、2019年の茨城県の国体におきまして、初めてeスポーツの大会が都道府県対抗により実施されて以降、コロナウイルス感染症の影響により国体が延期または中止となった2020年、21年を除きまして、22年の栃木県、23年の鹿児島県、そして今年の佐賀県で開催された国民スポーツ大会に至るまで、毎年実施されております。

また、来年度以降、本県開催までに国スポを開催する予定の滋賀県、青森県、宮崎県におきましても、文化プログラムとしてeスポーツの大会の実施を検討している県があると承知しているところでございます。

次に、本県の国スポにおけるeスポーツの活用ということでございますけれども、これまで開催してきました県の状況を見ますと、eスポーツは、大会の機運醸成や盛り上がりにつながり、大会を身近なものとする有意義な取組であると考えております。

そこで、本県で開催します信州やまなみ国スポ・全障スポにおきましても、ほかの国体、国

スポ開催県と同様に、今後文化プログラムとしてeスポーツの大会実施を検討してまいります。

また、そのほかにも、例えば国スポ・全障スポの開閉会式の会場などにおきまして、来場者の交流やスポーツの体験を楽しめる競技体験エリアを設置し、その中でeスポーツの体験ブースを設けるなどの活用方法も検討してまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察本部には、治安維持のための警察組織の状況について合計5点御質問をいただきました。

まず1点目の警察官の採用募集状況及び定員の推移と女性比率についてお答えいたします。

本県の警察官採用募集状況であります。令和5年度の受験者は636人で、前年の受験者数と比べ166人減少しております。

また、競争倍率につきましては、少子高齢化に伴う就職適齢人口の減少等の影響に伴い、7.1倍であった平成23年度から減少傾向にありまして、令和5年度は3.0倍と、前年の競争倍率と比べ1.7ポイント減少いたしました。

次に、警察官の定員の推移と女性比率についてであります。平成30年度以降、警察官の増員はなく、本年4月1日現在、警察官の定員は3,487人であり、全警察官に占める女性の比率は12.7%となっております。引き続き県民の安全・安心を守るための組織を維持強化するため、警察官採用募集活動の強化に努めてまいります。

次に、2点目の職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働き方改革の取組状況についてお答えいたします。

県警察では、全ての職員が、その能力を最大限に発揮して、誇りと使命感を持って生き生きと働くことができる組織づくりのため、長野県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画を策定し、休暇の取得促進、子育てに関する支援制度の活用等に取り組んでおります。

取組状況の具体例としては、休暇取得の促進では、職員の1人当たりの年次休暇取得日数の目標を年間15日以上として取り組み、令和5年度の取得日数は平均16.4日でありました。また、子育てに関する支援制度の活用の部分では、男性の育児休業取得率が令和5年度は57.8%となり、計画策定前の令和2年度の1.1%から大きく向上しているところです。

引き続き県民の安全・安心を守るための組織力を維持強化するため、個々の職員が持てる力を十分に発揮できる組織となるように働き方改革を推進してまいります。

続いて、3点目の県内の刑法犯認知件数の推移、重要犯罪の状況についてお答えいたします。

県内の刑法犯認知件数につきましては、平成13年に3万4,764件と戦後最多を記録し、そこ

から警察官の増員による治安対策強化や官民一体となった各種活動等により、平成14年から20年連続で減少し、令和3年に5,959件と戦後最少を記録しました。令和4年には21年ぶりに増加し、令和5年にはさらに増加して7,769件でありました。本年10月末では、前年と比較して僅かに減少しておりますけれども、令和5年、昨年とほぼ同水準で推移しているところであります。

続いて、重要犯罪の状況についてお尋ねがございましたが、本年10月末現在の重要犯罪の認知件数は100件でありまして、前年と比較してプラス5件と増加しております。

罪種別の認知状況につきましては、殺人が7件、前年同期比プラスマイナスゼロ件、強盗が7件、前年同期比でマイナス4件、放火が5件、前年同期比でマイナス1件、不同意性交等が31件、前年同期比でプラス8件、不同意わいせつが48件、前年同期比プラス4件、略取誘拐・人身売買が2件、前年同期比でマイナス2件、こういう数字になっております。中でも、性犯罪、不同意性交等と不同意わいせつが約8割を占めておりまして、これらは前年と比較して認知件数が増加しております。その要因を明確に示すことはできませんけれども、要因の一つとして、令和5年7月の刑法改正において、同意のないわいせつ行為等の具体的要件が明確化されたことにより、被害申告をよりの確に受理することが可能となったことが考えられます。

続きまして、4点目でございます。いわゆる闇バイト強盗事件の多発に伴う県警察の対策についてお答えいたします。

主に首都圏で、いわゆる闇バイトに応募したと思われる者が家屋に侵入し、金品を奪うという極めて凶悪な強盗事件が多発したことから、長野県においても県民の不安が増大しているところであります。

県内においては、現在のところ、いわゆる闇バイトに関連すると見られる強盗事件は発生していませんが、不審な訪問に関する相談が多数寄せられており、県民の間で警戒心が高まっているものと見られます。県警察におきましては、この種事案を受けまして、強盗等の被害に遭わないための対策と犯罪に加担させないための対策を強化しているところであります。

具体的には、被害防止対策として、深夜帯における警戒活動の強化や職務質問等の徹底のほか、施錠の徹底や防犯カメラ、センサーライトの設置等の呼びかけや、防犯性能の高い建物部品の紹介と推奨に取り組んでいます。

また、不審な訪問に対しては、安易にドアを開けず相手の身分をしっかりと確認すること。少しでも不審に感じたら警察へ相談すること等と呼びかけているところであります。

また、犯罪加担防止対策として、若年層に対し、簡単に高額報酬を得られるとする不自然な求人情報には応募しない。個人情報を送らないこと等の注意喚起。いわゆる闇バイトに応募した場合、犯罪の実行役として使い捨てにされることや、拒否すれば、個人情報を基に自分や

家族に危害を加えると脅され抜け出せなくなる危険があることの注意喚起。仮に応募してしまった場合であっても、犯罪を行う前に警察署等へ相談することの呼びかけ。SNS上に氾濫するいわゆる闇バイトの募集情報への個別警告と削除要請。こうした取組をしているところであります。引き続き関係機関、団体と連携し、各種対策に取り組み、県民の不安感の払拭に努めてまいります。

最後になりますが、5点目の匿名・流動型犯罪グループに対する県警察の体制などの取組についてお答えいたします。

匿名・流動型犯罪グループは、暴力団のような明確な組織性を持つ集団とは異なり、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化されており、また、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結びついたメンバー同士が役割を細分化し、末端の実行犯を言わば使い捨てにするなど、メンバーを流動的に入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴があります。

このような組織の実態を解明して取締りを強化するため、本年度から警察本部の組織犯罪対策課に匿名・流動型犯罪グループ情報分析係、同グループ対策係を新たに設置し、体制の強化を図りました。

また、本年9月には、警察本部内に組織犯罪対策課長を司令塔とする匿名・流動型犯罪グループ対策プロジェクトチームを設置し、部門横断的にあらゆる情報を把握、共有して、警察の総力を挙げ、実態解明の推進と各種法令を駆使した取締りの強化に努めてまいり所存であります。

以上でございます。

〔選挙管理委員会委員長北島靖生君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（北島靖生君） 県選挙管理委員会に対しまして3問の質問をいただきました。

最初に、10月27日に執行されました衆議院総選挙の総括についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、解散から投開票日までが18日間となり、最短の17日間だった前回の令和3年の衆議院総選挙に続き大変短い期間での選挙の執行となりました。

先般、9月定例会では、選挙執行経費に係る補正予算の知事専決処分をお認めいただきまして、県選挙管理委員会では、計画的に、適正かつ正確に事務執行をしてまいりました。

県選挙管理委員会においては、投票用紙や選挙啓発の準備等、また、投開票事務を担う市町村選挙管理委員会の皆さんにおかれましては、ポスター掲示場や投票所入場券の準備等、また、候補者におかれても、立候補に関する準備等についていずれも大変御苦勞をいただきましたが、非常に厳しい日程の中で、事前の準備に万全を期していただき、適正に選挙を執行することが

できたものと考えておるところであります。

また、今回の選挙は、今後の国政選挙の在り方を方向づける上で極めて重要な意義を持つ選挙であったにもかかわらず、投票率は57.21%と、全国の投票率を本県は上回りましたが、前回より3ポイント下回り、都道府県別の順位も全国8位と、順位を二つ下げる結果となりました。

残念ながら、今回の衆議院総選挙を含めたここ数年の各種選挙における投票率は低落傾向が続いておりますが、国民一人一人に与えられた基本的人権としての選挙権を有権者の皆さんに行使していただけるよう、市町村選挙管理委員会や関係機関と連携し、引き続き投票参加を呼びかけながら啓発に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、投票率向上のための市町村の取組状況と県の支援についての御質問をいただきました。

まず、期日前投票所の設置につきましては、利便性の高い商業施設である上田市のアリオ上田や中野市のイオン中野などで設置されたほか、頻繁に人の往来がある交通機関等として、松本市の松本バスターミナルなど県全体で188か所設置されました。

また、自動車を利用し、公民館や大学、高校などに開設する移動期日前投票所は、長野市や松本市をはじめ、天龍村や高山村など11市町村で設置されたほか、巡回バスの運行等による移動支援については、長野市ほか20市町村で実施されました。加えて、選挙当日に定められた投票所以外で投票できる仕組みである共通投票所は、高森町、阿南町など6町村で設置されたところでもあります。

このように、各市町村において、有権者が投票しやすい環境整備の取組が徐々に広がっているとあります。県選挙管理委員会としましては、県下の市町村の取組事例について横展開を図るなど、引き続き有権者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えておるところであります。

3点目の選挙、投票についての発信、広報、啓発についての御質問でございます。

県選挙管理委員会では、通常時は、県民の皆さんも参加できるフォーラム等の開催や、高校等における出前授業、小中学生向けの主権者教育リーフレットの配布等を行っているほか、選挙時においては、テレビ、ラジオのスポット放送やコンビニにおけるレジ画面の広告、街頭一斉啓発、スーパーなどの集客施設へのポスターの掲示やチラシの配布等、様々な機会を捉えた啓発活動を実施いたしておるところであります。

また、若年層を中心とした世代の有権者はパソコンやスマートフォンからの情報入手が主要になっていることから、今回の選挙におきましても、SNSや動画配信サイトに啓発用の広告を発信したところでもあります。

今後とも、全国の優良事例なども参考にしながら、あらゆる年齢層の有権者の皆様に届く効

果的な手法の啓発活動を研究するなど、投票率の向上に努めてまいりたいと考えておるところであります。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

次の質問に移りまして、4問目、宿泊税（仮称）についてお聞きしていきます。

これまでも本会議や委員会で多くの質問が行われまして、説明会やパブリックコメントでも多くの意見が出ているこの宿泊税の導入に関わる議論ですが、まさに宿泊事業者や観光に関わる事業者にとっては死活問題であり、導入に当たってはどのように合意形成につなげていくか、慎重な議論が必要だと感じます。ただ、いまだに今回の宿泊税の用途や目指すべき在り方が明確ではないのかなと私は感じます。

過去にも、森林づくり県民税導入に当たって様々な議論が行われたところですが、間伐材の除去や持続的な森林づくりの実施など大義があつての導入であつたと思いますが、今回の宿泊税にはそれがあるのでしょうか。

漢文の言葉を引用すると、国や自治体の財政運用は量出制入の原則により、出ざるを量って入るを制す。まず、どんな事業をどれだけ実施するか。すなわち、歳出を量り、それに応じて必要な財源を調達すべく歳入を制御していくことにあります。

この宿泊税が導入されることで長野県らしい観光コンテンツの充実、受入れ環境整備を行うとの記載がありますが、具体的に観光地の魅力をブラッシュアップしていくためにどのような用途を考えているのでしょうか。

例えば、リフトの更新に使われていく。登山道を整備することや、または景観維持のため倒壊のおそれのあるような廃墟の除却など、観光地で問題や課題となっている改善策は多くあると考えます。

観光地を高付加価値化していくことで宿泊事業者や観光関係者に歓迎される宿泊税としていく必要があると考え、お聞きしていきます。税の用途についてより具体的なものである必要があると考え、骨子に示す施策の方向性について重点的に進めるべき施策をどのように考えているか。阿部知事に伺います。

続いてお聞きしていきますが、多くの宿泊事業者は、徴税時の手間やトラブル対応、宿泊者への説明等様々な負担がかかることが想定されていることから、その負担軽減策は物的支援等応分の負担を県も対応が必要であると思うが、説明にあつた宿泊税の事業者への報奨金の交付率はどのような根拠で設定されているのか。また、事業者への負担を軽減するためにどのような支援を行っていくか、お聞きします。

続いてお聞きしますが、骨子では、税額が、免税点3,000円、定額300円となっている。他自

治体においては段階的な定額制や定率制などが採用されているが、この考え方としている理由をお聞きします。

また、現在の免税点では低価格の宿泊者にとって負担が大きいことから、免税点の引上げなど配慮が必要ではないか。2点を加藤観光スポーツ部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には宿泊税（仮称）に関連して重点的に進めるべき施策をどう考えているのかという御質問をいただきました。

この部分については、骨子でもお示しさせていただいておりますように、世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策ということで、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受け入れ環境整備、さらには観光振興体制の充実、加えて市町村に対する交付金ということで、大きな柱としては、そうした内容で活用させていただきたいというふうに思っております。

森林づくり県民税については、住民税の超過課税という形でありました。既存の財源との整理等も含めて検討を行ったわけではありますが、今回、観光振興のために活用するということがあります。観光振興といっても非常に広い使途が想定されるわけです。例えば、極論すれば道路整備等も観光振興といえれば観光振興という形になり得るわけではありますが、今回骨子でお示ししているのは、やはり観光振興に直接的につながるようなものをこの取組の方向性としてお示しさせていただいているところであります。

この検討の過程におきまして、例えば市町村長の皆様方との懇談の中でも、やはり目に見える形で成果を出していくことが重要ではないかという御指摘をいただいております。このことは、私も大変重要なことだというふうに思っております。こうした方向性に基づくものを薄まきにやっていく、いろいろな政策に満遍なく取り組むということであると、納税された皆様方や特別徴収義務者になっていただく宿泊事業者をはじめ観光関係の皆様方に成果を実感していただくことは難しいというふうに考えておりますので、こうしたものの中から、やはり、施策的にも地域においても重点化していくということを考えていきたいというふうに思っております。

具体的には、関係者の皆様方、宿泊事業者、あるいは市町村の皆様方の御意見もお伺いして決めていかなければいけないわけではありますが、骨子でもお示したように、観光振興審議会にこの税の活用部会のようなものを設けて観光ビジョンをつくり、その中で具体的な使途を確定していきたいというふうに思っています。

もとより、これは県の歳出予算に計上することになりますので、最終的には議会の御議決を経て決定するという形になります。重要な財源でありますので、先ほども依田議員の御質問にお答え申し上げたように、世界水準の山岳高原観光地として長野県が発展していくことができるように、そして、納税いただく皆様方、あるいは関係の皆様方からも御支持いただけるよう

な内容になるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には2問の御質問でございました。

宿泊税（仮称）に関しまして、事業者への報奨金の算定根拠についてということでございます。

宿泊税（仮称）の特別徴収義務者に対する報奨金の交付率につきましては、特別徴収義務者の負担に配慮しつつ、本県のゴルフ場利用税と軽油引取税における報奨金制度との均衡や、国内において先行して宿泊税を導入し、または導入を検討している都道府県の交付率を踏まえ、設定しているものでございます。

また、事業者への負担軽減のための支援でございますけれども、特別徴収義務者になっていただく宿泊事業者は、新たな税の導入に伴う会計システムの対応やフロントにおいて税を徴収する際に説明が必要となることなど、これら事務の負担を軽減していくことが必要であると認識しております。

また、県民説明会やパブリックコメントにおきましてもこうした点に関する御意見を頂戴しておりますことから、税の導入に伴う会計システムの改修などへの支援を検討するほか、税制度の事前の周知広報を積極的に行うとともに、宿泊施設用の広報資材を作成し、配付するなど、特別徴収義務者の負担を軽減してまいります。

次に、税額、免税点設定の考え方などについてでございます。

まず、段階を設けない定額制にした理由でございますけれども、宿泊客が受ける行政サービスは宿泊料金にかかわらず同等であるということ、また、宿泊者や宿泊関連事業者にとりまして税額が分かりやすいということ、さらに、宿泊行為への課税を検討している市町村との調整が容易であることなどから総合的に判断したところでございます。

その上で、県内各地に世界に誇り得る観光地を有する本県におきましては、県と市町村が一体となって施策を推進する必要があることから、県におきまして市町村への財政支援を組み込んだ制度としていることや、宿泊税を検討している都道府県における税額水準の状況などを踏まえて税額を300円に設定したところでございます。

また、こうした考え方から、原則的には全ての宿泊者に税の負担をお願いしたい一方で、例えば葬儀場や研修施設など低価格の宿泊料金での宿泊者に対する配慮が必要と考えましたところから免税点を3,000円に設定したところでございます。

ただいま低価格の宿泊への配慮ということで御意見を頂戴しておりますが、県民説明会やパブリックコメントなどにおきましても、ビジネスや合宿での利用など低価格帯での宿泊者への

配慮を求める声も寄せられているところでございまして、今後、免税点を引き上げることにつきまして検討してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

宿泊税の使途としては、キャッシュレス決済の導入支援等もあるわけです。観光客の受入れ環境整備、移動保証の実現ということも記載されており、その一つとして、県内公共交通に交通系移動ICを導入するに当たって多額の初期経費が想定されているわけですが、こういった使途も宿泊税の使途として想定していただきたいこと。もしくは、既に多くの事業者がキャッシュレス決済を導入している観光地で、税の使途として、宿泊事業者に見える形での活用を要望させていただきまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、信州F・POWERプロジェクト発電所破綻についてであります。

今回も、信濃毎日新聞の報道で、信州F・POWERプロジェクト木質バイオマス発電所を運営するソヤノウッドパワーの破綻を知りました。

私は、昨年9月定例会一般質問で、旧征矢野建材が民事再生法を申請したことを取り上げ、なぜここに至ってしまったのか。本プロジェクトにおいて、長野県は調整役を担うとともに、事業者に対して指導、支援をしてきたことを踏まえると県の責任は相当に重いと考えるが、知事の御見解を伺いますと知事にただしました。

この質問の中で、征矢野建材が民事再生法の適用を申請する4か月前の5月12日に、ソヤノウッドパワー普通株主の北野建設株式会社が、「特別損失の計上に関するお知らせ」で、発電事業の燃料調達が困難な状況、なお長期化が予想される状況だとして、7億5,300万円の特別損失を3月決算に計上しているとし、事業を引き継ぐとされる綿半ホールディングスが引き継

ぐ条件に、今回の債務総額65億円の大きな原因となった燃料供給の義務契約の解除が前提とのこと。さすれば、発電事業は続くのかも大いに疑問になりますとし、今後の見通しをたどしました。

知事は、答弁の中で、県としても新たに部局横断に立ち上げ、弁護士等の専門家にも参画いただいている事業継続支援チームを通じて、事業の着実な継続が図られるよう、技術面の助言や情報提供等の支援を積極的に行ってまいります。このプロジェクトが所期の目的を達成できるよう、県としても全力で取り組みます。このように見解を述べられました。

そこで、今の事態、ソヤノウッドパワーが特別清算手続に移行する予定に至ったことに対し、改めて県の責任が問われると思いますが、まず知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）信州F・POWERプロジェクトに関連してソヤノウッドパワーが特別清算手続に移行するに至ったことについての見解という御質問であります。

このプロジェクトにつきましては、県としては、これまで、補助金執行者としての役割、そして、それに加えて原木の安定供給に向けた関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行うなど、行政としての役割と責任を誠実に果たしてきたところであります。しかしながら、事業が計画どおり進捗せず、このことについては重く受け止めさせていただいているところでございます。

今後とも、当初の事業目的であります森林資源の有効活用によります林業・木材産業の活性化を実現することができるよう、県としての役割、責任を果たしていきたいと考えております。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）続けて伺います。

県は事業継続支援チームを立ち上げていましたが、ソヤノウッドパワーの経営難をどの程度把握していたのか。また、ソヤノウッドパワーは特別清算の手続を取り、解散することになるが、県が無利子融資していた残額約7,000万円の返済はどうなるのか、見通しを部長に伺います。

また、製材事業、木質バイオマス事業の二つが軌道に乗らず失敗したことで、関係した事業者に多大な負担を課せたことに対し、知事の思いを伺います。

F・POWERプロジェクトで県と連携している塩尻市の百瀬敬市長は、11月25日の定例記者会見で「計画通り進んでいないことは市として責任を感じているし大変申し訳ない」と述べたと地元市民タイムスが11月26日付で報道しています。

続けて、今後の燃料材の供給見込みと県の関わりを伺うとともに、先駆的なモデルを全国に

発信するという所期の目的から見て現状をどう分析しているか、知事の見解を伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私にはF・POWERプロジェクトに関しまして2件お尋ねを頂戴いたしました。

まず、発電事業者の経営状況の把握についてでございます。

県は、補助金執行者として、善良な管理者の注意をもって補助目的に沿った事業が実施されるよう指導する立場であり、事業主体から提出された書類や事業主体から事業の実施状況等についてお話を伺う中で、燃料材の調達実績が当初目指した目標に達していない状況や、そうした要因のため厳しい経営状況にあること等については認識していたところでございます。

次に、発電事業者への資金融通に係る納付の見通しについてのお尋ねでございます。

事業主体であるソヤノウッドパワーに対して交付した資金融通としての補助金につきましては、事業主体が作成し県が承認した納付計画に基づいて、事業開始後に県へ全額を納付することを補助金交付に当たっての条件としており、当初交付した約9,200万円の補助額のうち、現時点での納付残額は約7,300万円となっております。この残額の納付につきましては、ソヤノウッドパワーの特別清算前に行われるソヤノウッドパワーから新会社への発電事業の譲渡に併せて残額の納付義務も新会社に承継され、納付が継続される見通しであり、現在、国や事業主体と調整し、必要な手続を進めているところであります。

県としては、補助金執行者として、補助事業が円滑に継続し、資金融通の補助目的が達成されるよう適切に指導等を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはF・POWERに関連して3点御質問をいただきました。

まず、関係事業者に多大な負担を課せたことに対し知事の思いはどうかという御質問でございます。

先ほど林務部長が依田議員の御質問に対して御説明させていただいたとおり、今回、市場動向の変化、燃料材価格の上昇等様々な環境変化の中で、県としても可能な取組、可能な支援を行わせていただいたところでございます。しかしながら、結果的に関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけすることになってしまいました。このことにつきましては、大変心苦しく、申し訳なく思っているところでございます。

また、今後の燃料材の供給見込みと県の関わり方という御質問でございます。

発電事業における燃料材につきましては、供給の役割を担う綿半建材におきまして、林業事業者やグループ企業とも連携して、安定供給に向けた取組を進めていただいているところであ

りまして、今年度は約13万トンの供給量を見込み、今後さらなる供給量の増加を目指しているところというふうに伺っております。

県としては、引き続き、補助金執行者として、善良な管理者の注意をもって補助目的に沿った事業が実施されるよう指導するとともに、素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援などを行ってまいります。

このプロジェクトの所期の目的について現状をどう分析するか見解を伺うという御質問でございます。

このF・POWERプロジェクトにつきましては、林業再生と再生可能エネルギーの利用の両者を目指す取組として進められてきたところでございます。当初の計画どおりに事業が進捗しなかったとはいえ、このプロジェクトにより、県内におけるC材・D材の活用も一定程度進み、また、県内における木材生産の増加にも寄与してきたところというふうに考えています。

このプロジェクトにつきましては、現在、関係者の御尽力により事業の継続に向けた新たな取組が進められておりますことから、県としても、プロジェクトが目指す森林資源の有効活用による林業・木材産業の活性化の実現に向け、事業が円滑に継続されるよう引き続き適切な支援等を行ってまいります。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）一定程度の答弁はありましたが、果たして県民が責任という部分で納得するでしょうか。続きは委員会で行いたいと思います。

次の質問項目は、健康保険証についてであります。

12月2日からの保険証の発行廃止をめぐる、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるなどの不安が、患者、国民に広がっています。

そもそも、マイナンバーカードをつくるかどうかは任意です。さらに、マイナンバーカードを保険証として登録するマイナ保険証にするのも、マイナ保険証を使うのも任意です。任意の制度を普及するために保険証を廃止することには全く道理がありません。いま一度任意であることを患者、国民に徹底すべきです。

政府は、現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に交付するとしています。また、マイナ保険証を持っている人が、自分の保険情報が正しくひもづけられているか確認するために、資格確認書とは別に「資格情報のお知らせ」という書面も配付します。中小企業の労働者などが加入する全国健康保険協会、協会けんぽ約4,000万人は、加入者全員に資格情報のお知らせを配ります。

資格確認書、資格情報のお知らせのどちらも、保険資格について保険証と同じ内容が記載さ

れています。保険証を廃止しても、同様のものを配付するわけです。私はずっと言い続けていますが、支離滅裂な施策と言わざるを得ません。

医療機関の窓口では、マイナ保険証の読み取り機器の不具合、災害による停電など、様々なトラブルが起きています。制度の仕組み上、トラブルをゼロにすることはできません。その際、資格確認に使われているのが保険証です。円滑に受診するためにマイナ保険証とともに保険証を持参することを厚労省も推奨してきました。保険証廃止後は「資格情報のお知らせ」を提示することになるのでしょうか。

何のために保険証を廃止するのか意味不明だけでなく、これらは保険者の負担を増大させます。資格確認書、資格情報のお知らせを発送する作業は、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握するなど、手間がかかります。速やかに配付しないと保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられる事例が生じます。これを防ぐのは保険者の責務ですが、大変な作業になります。

さらに重大なのは、現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は5年ごとに役所に行って自分で更新しなければならないことです。期限が切れる3か月前にお知らせが届き、期限が切れても3か月間は有効とのことですが、更新を忘れると窓口で10割負担を求められかねません。資格確認書は、法律では希望者が申請することになっており、当面の間、申請なしで送られてきますが、その後は決まっています。

自民党総裁選で、石破首相は、納得しない人がいれば併用も選択肢として当然だと発言しています。国民の批判の強さの表れです。現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行、交付する責任は、国、保険者にあります。それを揺るがすことは許されません。改めて現行保険証廃止を撤回し、保険証を残すことを求めるものです。

全国保険医団体連合会が8月から9月に実施した調査では、回答した1万2,735医療機関の88%が健康保険証の存続を求めました。トラブルを経験した医療機関の約8割が、今の保険証で本人確認、資格確認し、無保険を回避したとのこと。ここに医療現場が反対する大きな理由があります。

前回は紹介しましたが、障がい者、高齢者の中にはカードをつくるのが難しい人もいます。あまり時間はありませんが、60年続く国民皆保険を継続するためにも、健康保険証をマイナ保険証に一本化するのではなく、現行の保険証を残すべきと国に対し迫っていただきたいが、いかがでしょうか。健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には健康保険証の存続についてお尋ねがございました。

健康保険証のデジタル化には、患者本人の健康・医療データに基づく最適な医療の提供など

多くのメリットがあることから、推進していくべきものと認識しております。

また、マイナ保険証への移行に際しましては、国においてこれまでに確認されている機器トラブルなどへの対応を実施しているほか、マイナンバーカードの有無などによらず、全ての方が従来どおりの保険診療が受けられるよう、資格確認書の交付など様々な措置が講じられているものと認識しております。

県といたしましては、今後マイナ保険証の利用者が増加していくものと見込んでおり、県民の皆様が安心して受診できるよう、引き続き制度の周知に努めるとともに、マイナ保険証が円滑に運用されるよう、今後も国に必要な対応を求めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）政府は11月までにマイナ保険証の利用率を50%にと言っていましたが、実際は15.67%にとどまっています。現行の保険証を残すことで、安心して医療にかかれる。医療現場も助かる。これが多くの皆さんの思いではないでしょうかと申し上げ、次の質問に移ります。

次の質問項目は、介護危機の打開についてであります。

既に4割が赤字だった訪問介護の基本報酬を4月から2から3%引き下げ、訪問介護事業者の倒産が過去最多を記録するなど、介護崩壊の危機が進行しています。全国で、6月末時点で、事業所ゼロが97町村、1か所市町村が277です。空白地域では、保険料を払っても介護が受けられない深刻な事態も生まれています。

ある介護事業所の訴えです。賃金がネック。このまま人手不足が続くと、介護サービスがなくなる。介護離職が深刻になる。社会全体の問題ですと。

また、長野県内77市町村での訪問介護費・報酬の引下げ撤回を求める請願・陳情書の採決状況は、本年9月定例会までに、58市町村がよいものとして取り上げる「採択」とし、趣旨採択が7、継続が2、不採択は僅か2であります。この結果を見ても、県内世論も介護基本報酬引下げ撤回を望んでいます。

介護職員の賃上げや経営支援のため介護報酬をただ引き上げると、利用料や保険料に跳ね返ります。それを回避するため、国庫負担をせめて10%引き上げて、公費助成で全産業平均より5万円低いと言われる賃金引上げを実現するためにも、国庫負担引上げが必要不可欠だと考えます。国に対し国庫負担を増やすように今まで以上に求める必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

また、本年6月定例会で山口典久県議が介護事業所問題を取り上げました。4月から訪問介護サービスを廃止した中山間地の介護事業所を訪ね、直接話を聞き、経営が赤字続きで事業を

廃止せざるを得なかった事例を紹介。こういう中で、国は4月から訪問介護基本報酬を引き下げた。事業所の運営に与える影響は大きいと考えるとただしたのに対し、健康福祉部長は、答弁の中で、訪問介護事業所の運営については、事業所に直接出向いて状況をお聞きするほか、全事業所に実態調査を実施していると答弁していますが、調査の結果とともに、県としての見解と今後の対応を健康福祉部長に伺います。

次に、県独自の支援を求めるものです。

一例ですが、東京都世田谷区は、9月、区内にある高齢者・障がい者施設への緊急安定経営事業者支援給付金の支給を決めました。給付の対象となるのは、区内に262ある訪問介護等事業所のほか、居宅系サービス事業所、通所・入所系の高齢者施設、障がい者施設など。このうち訪問介護事業所には、1事業所当たり88万円が支給されます。

確かに介護保険は国の制度ですが、例えば子供の医療費窓口無料制度を実施したのはそれぞれの自治体でした。国ではありません。自治体の取組が国を動かす力になります。地域で高齢者を支え、手のかかるサービスを提供できるのは中小の訪問介護事業所です。基本報酬減で経営が成り立たなくなるとの危機感を抱く県内の事業所を救うためにも、給付金の支給制度創設など県独自の支援を願うが、いかがか。健康福祉部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、介護保険制度に関連して、介護職員の賃上げ、介護報酬の引上げのための国庫負担の拡充について御質問をいただきました。

今、長野県における、また、全国における大きな課題は人口減少の問題ですが、そうした中で、地域の活動を支えていただいている皆様方の安定的な雇用、賃金の引上げは非常に重要な課題だというふうに思っています。そうした中で、介護職員の皆様方の賃金水準をもっと引き上げていくことが必要だと私も思っております。

そうした観点も含めて、この介護保険制度が将来にわたって安定的に運営されるためには、やはりこの制度の改善をしっかりと行っていただくことが必要だというふうに思います。保険料や国と地方の負担をどうするのか、そういうことも含めてしっかりと制度設計してもらうことが重要だというふうに思います。

私も、国庫負担の割合については上げるべきだというふうには思います。ただ、国はもう赤字国債頼りという財政運営をしていますので、財源をどう見いだすのかということも含めて、国におけるしっかりとした議論を行ってもらうことが重要だというふうに思っています。

制度の改善に向けた見直しを行ってもらうことについては、長野県としても、それから全国知事会としても提案させていただいているところでもありますので、長野県に暮らす皆様方が安心して生活を送ることができるように、この介護保険制度がよりよい形、持続可能な形になる

よう、引き続き国には強く求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には訪問介護に関して2点お尋ねがございました。

初めに、訪問介護の実態調査結果等に対する見解及び今後の対応についてでございます。

県では、訪問介護事業所に関する運営状況などについて、6月から9月にかけて中山間地域の事業所などに直接出向いて状況をお聞きするほか、全事業所を対象にした実態調査を行い、約7割の事業所から回答を得たところでございます。

これらによりますと、高齢者住宅等の利用者が多い事業所ほど訪問に係る移動時間が短く、効率的なサービス提供が行われている一方、中山間地域へサービス提供を行う事業所は、移動距離が長く、人材の不足感が高いなど、より厳しい状況にあることが表れた結果となりました。県では、今年度も、こうした中山間地域等における訪問介護の実態を踏まえ、介護報酬の設定においては地域の実情を反映するよう先日国に要望したところであり、今後も引き続き報酬改定の影響等を把握し、必要な対応を検討してまいります。

次に、訪問介護事業所への県の独自支援についてでございます。

訪問介護事業所の運営は、人材の不足感が高いなどより厳しい状況にあることから、県では、人材確保に向け、処遇改善加算未取得事業所等への取得支援のほか、独自の支援として、新規入職者と事業所とのマッチングと資格取得の支援、今月開催の訪問介護魅力発信フォーラムなどに新たに取り組んでいるところでございます。

県としましては、訪問介護事業所が安定した運営を行えるよう、まずは公定価格を定める国において地域の実情を踏まえた介護報酬の適時適切な見直しなどが行われることが必要と考えており、今後も、事業所の運営状況等を踏まえ、引き続き強く要望してまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）厚生労働省は、介護・高齢者福祉分野について、「高齢者が、介護が必要となっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などに取り組んでいます」と言っています。国が出し分を増やし、このようにしてもらいたいものです。

誰もが高齢になります。私は介護保険を使わなくても大丈夫と言えるでしょうか。誰も自信はないはずで。とすれば、誰もが安心して暮らせる医療、介護とすべきではないでしょうかと申し上げ、質問いたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。通告書に従い質問します。

女性から選ばれる県づくりについて質問いたします。

県は、総合計画・しあわせ信州創造プラン3.0の新時代創造プロジェクトの一つとして「女性・若者から選ばれる県づくり」を打ち出し、取り組んでいます。

本県の人口は、ピーク時の2000年から減少しており、今年2月には200万人を割り込みました。今後、2050年には、2000年の222万人から3割減の159万人、2100年にはさらにその半減の76万人と予想されています。人口減少により地域の活力が失われ、インフラや社会サービスの維持が困難になるなどの多くの問題が生じるおそれがあり、県として様々な施策を打ち出していること承知しております。

折しも、先日石破総理が地方創生をめぐって講演し、若い方、女性に選ばれる地方づくりが核心だとして、地域社会の変革の必要性を訴えました。女性の意見が反映される地域社会や職場が実現され、女性が生き生きと暮らせる長野県を目指すことが欠かせないと考えており、伺います。

地元から若い女性の流出が止まらないという指摘があります。都市部に若い女性が吸い込まれていって非婚化や少子化が進んでいるとも言われていますが、女性に限らず、若い世代は魅力的な仕事を求めて都会に出ていくのではと言われてしています。

魅力的な仕事とは、収入が得られる、チャレンジができる、能力が発揮できる、男女格差がないものと考えます。地方から東京などの都市部に出ていくことが悪いことではなく、若いときに都会で生活しても、長野県が戻ってきたい地域、生活したい地域になることが大切ではないでしょうか。

地方から首都圏へ若年女性が流出しているとの指摘の一つの要因として、性別による固定的役割分担意識があることが考えられますが、本県における女性流出の現状と理由を伺います。

あわせて、女性が、既婚、未婚、非婚や、子供がいる、いないにかかわらず公平に扱われ、男女の格差を感じず、やりたい仕事、やりがいのある仕事を選ぶことができ、生き生きとその人らしく暮らせる、こうした満足感の高い長野県にしていくために必要なことは何か。そのためにどんな取組をしているかについて阿部知事に伺います。

フルタイム共働きの若い世代が増加している現状において、働く場面での女性の活躍の観点から、夫婦間の平等が重要と考えます。県が推進する共育ての実現に向けて、男性だけでなく、また、若い世代だけでなく、全世代の労働者の長時間労働を是正し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、自分らしく自由に使える時間を確保するといった労働環境面での施策が重要と考えますが、具体的な施策と成果や課題を田中産業労働部長に伺います。

子育て・共育で推進のために、長野県は子育てをするのに魅力的な環境があることをよりPRしたり、家事、育児のスキルチェックを楽しみながらできるツールをつくることなども有効ではないでしょうか。

子育て世代が安心して子育てができる社会にするためには、様々な主体が子育てを応援する社会の実現に向けて取り組むことが重要と考えます。県が行う社会全体で子育てをする環境を整備するための取組や、子育てのやりがい、喜びを伝えるための取組について高橋こども若者局長に伺います。

県は、今年度、人口減少下での地域づくりや働き方、子育て、共生社会づくり等をテーマに、10地域をはじめ多くの県民との意見交換を行ったと承知しています。女性や若者が働きやすく生きやすい地域にするために、そうした意見を先日発表した人口戦略案にどのように反映させたのか。中村企画振興部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、女性から選ばれる県づくりに関連して、本県における女性流出の現状と理由、そして、性別による固定的役割分担や男女の格差を感じず、女性が生き生きとその人らしく暮らせる長野県にするための取組という御質問をいただきました。

まず、本県の人口であります。2001年の約222万人をピークに減少に転じております。そうした中、2023年の社会増減を見ますと、20歳から24歳の転出超過が最も大きく、特に女性は男性の約2倍という状況になっております。

幾つか要因が考えられると思いますが、これは、男女問わず、やはり高等教育機関が長野県内に少ないということ、そして、御質問にもありましたように、女性にとって魅力がある職場が少ない、あるいは魅力がある職場が少ないと思われる、こうしたことも背景としてあるのではないかとこのように思います。

いろいろな皆さんと意見交換をさせていただく中で、長野県は、都市部に比べますと、やはり固定的役割分担意識が強いというふうに私も感じていますので、そういう意味では、女性の皆様方にとって、必ずしも自分の価値観に応じた柔軟な働き方、生き方がしにくいというふうに思われている方も多いのではないかとこのように思います。こうしたことが全体として女性の県外流出、あるいは出ていった皆様方が戻ってくることを妨げている要因になってしまっているのではないかとこのように思っています。

こうした観点から、この固定的性別役割分担意識の解消は大きな課題だというふうに思っております。これまで、県としては、審議会の委員に女性を積極的に登用したり、また、男女共同参画センターでの講演やセミナーを開催したり、さらには、男性の育児休業の取得を促進したりということに取り組んでまいりました。また、経済界の皆様方と「女性から選ばれる長

野県を目指すリーダーの会」というものを設置して、経済界や市町村長をはじめ様々な組織のリーダーの皆さんと一緒に問題意識を共有して取り組もうということで活動を始めてきたところでもあります。現時点ではまだその解消には至っていないところではありますが、これは県だけの取組では難しいというふうに思っております。幅広く県民の皆様方と課題や問題意識をしっかりと共有して共に取り組むことが重要だと考えています。

今般の信州未来共創戦略（仮称）案におきましては、ジェンダー平等の実現を目指して、「2030年に目指す旗」として、都道府県版ジェンダーギャップ指数において、政治、行政、教育、経済、全ての分野で上位10位以内とすることなどの目標を掲げたところでもあります。これはかなり高い目標だというふうに思っております。

政治分野は、我々行政が直接お願いしたり行動したりできない分野でありますので、県議会の皆様方にもぜひ御協力をお願いしたいと思います。また、経済部門等については、まさに企業等の皆様方のお取組なしには改善しませんので、多くの県民の皆様方と協力してこの実現を目指していきたいというふうに考えております。

今後、県民会議（仮称）の設置をして取り組んでまいりますので、まずは問題意識をしっかりと関係者間で共有して、そして、それぞれの皆様方にも主体的に行動、アクションを起こしていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には共育てを実現するための労働環境面の施策についてのお尋ねでございます。

働く場で女性が活躍するためには、育児とキャリア形成との両立が不可欠でありまして、共育てにより男女が平等に育児、家事の負担を分担していくことが必要でございます。県では、共育ての実現に必要な職場環境を整えていくため、職場環境改善アドバイザーの企業訪問によりフレックスタイム制やテレワーク、1時間単位の有給休暇といった柔軟で多様な働き方の普及、また、パパ育休応援奨励金等の支給やセミナーの開催、伴走支援の実施による男性の育児休業の取得促進などを実施しております。

こうした取組によりまして、1か月の平均残業時間について、10時間未満の企業は、令和元年度37.9%が令和4年度39.3%に増加し、また、男性の育児休業取得率を見ますと、令和元年度10.9%だったものが令和4年度には36.7%に上昇するなど、一定の成果も出てきているところでございます。

一方、6歳未満の子供を持つ夫、妻の家事・育児関連の時間は、夫が2時間3分、妻が8時間41分で、その差は依然として大きく、また、フルタイム労働者の1か月の超過実労働時間を

見ますと、男性が12時間、女性が7時間と大きな差があるところでございます。このため、信州未来共創戦略（仮称）案では、「2030年に目指す旗」としまして、家事・育児時間の男女格差を2021年の4.2倍から2倍未満にすることを掲げるなど、より一層子育てが当たり前にできる職場環境づくりの推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）** 私には社会全体での子育て環境を整備するための取組と子育てのやりがいや喜びを伝える取組についての御質問をいただきました。

子育て世代が安心して子育てができるよう、企業や地域等の様々な主体が連携し、社会全体で子育てを応援していくことは重要であると考えておりまして、今般公表した「信州未来共創戦略 みんなでつくる2050年の長野（仮称）案」においても、「子ども・子育てを社会で支えよう」という項目が掲げられているところであります。

県では、これまで、いい育児の日の周知や子育て家庭優待パスポート協賛店舗の拡大等を通じて子育てを社会全体で応援する機運の醸成を図ってまいりました。今後も、こどもまんなか応援サポーター宣言の呼びかけを推進するとともに、LINEを活用した子育て家庭優待パスポートの電子化や、公共施設などの子供の利用料金の無償化の検討などに取り組んでいきたいと考えております。

また、子育ての中にある大変さや楽しさを親しみや面白さを持って伝えるために、今年度も子育て川柳の募集を行い、777作品もの応募をいただきました。大賞1作品、協賛企業賞17作品を決定し、ホームページやSNSなどで発信しております。

さらに、今年度は、新たな取組として、結婚や子育てのハッピーエピソードを募集することとし、449名の方から応募をいただきました。結婚してよかったこと、子育てして楽しかったことなど、お寄せいただいたエピソードを長野県結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」に掲載しているところであります。

今後も、こうした子育てのポジティブな情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○**企画振興部長（中村徹君）** 私には県民との意見交換の結果を戦略案にどのように反映させたのかという御質問をいただきました。

県が行いました県民の皆様との意見交換の結果、男性、女性という性別イメージで仕事や生活の役割が決まっていて、個人の希望を実現できない。閉鎖的なコミュニティーや年功序列の

意識が残っており、若者が活躍しづらい。若者に長野県の魅力が伝わっていない。若者が地域に魅力を感じていないといったことが課題として明らかになりました。若者や女性にとって、特定の価値観を押しつけるような同調圧力や地域や職場での不寛容な空気が生きづらさや息苦しさを感じさせているという声も寄せられたところです。

こうしたことから、今回策定した戦略案では、寛容性を新たな軸として強調し、その土台の上で若者や女性が自己実現を図り、働きやすさや生きやすさを実感できる地域社会の実現を目指すことといたしました。また、多くの若者から、都市に負けない遊びの場所や公共交通の充実を望む声もいただいたことから、若者にも選ばれる地域を目指すために、楽しいまち・むらづくりといった視点も戦略案に反映させたところでございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）それぞれ御答弁をいただきました。

次に、人口戦略を決定、推進するため今月立ち上げるとしている県民会議について阿部知事に伺います。

県民会議は、今まで県が設置してきた協議会等の会議体とは何が違うのでしょうか。県民会議にどのようなことを期待し、人口減少に伴う様々な課題をどのように解決していくお考えでしょうか。

人口戦略では、長期的な視野で寛容な社会をつくることを掲げておられますが、今すぐやるべきことは即やるべきであると考えます。石破総理の言うように、若い方、女性に選ばれる地方づくりのために長野県の変革が必要ではないでしょうか。そのために、県民会議は即座に動ける組織であることも大切だと考えますが、知事の御見解を伺います。

阿部知事は、昨年9月に「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」を発足させ、県内企業・法人、市町村のリーダーが、ジェンダー平等の実現に向け、主に女性の職業生活における活躍の推進に意欲的に取り組んでいらっしゃることを承知しています。こうしたトップダウン式の変革に加えて、県民会議には、女性を含め、学生や働く若者、若手の経営者など様々な職業、属性の方々の多様な意見を酌み取れるようにすべきであり、そのような会議となるよう県が責任を持って運営すべきであると考えますが、いかがでしょうか。知事の御見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、県民会議、今の仮称では「私のアクション！未来の長野創造県民会議」でありますけれども、これについて3点御質問をいただきました。

まず、今までの会議と何が違うのかという御質問であります。

これは、県が設置する従来の会議体とは異なって、具体的な活動内容も含めて、参加者の皆様方が会議の中で検討していくものと考えています。ちなみに、この仮称の名称「私のアク

ション！未来の長野創造県民会議」は、前回の準備会合で投票で決まっている案でありますけれども、私は違うものに投票し、私の意向は全く反映されていません。参加者に決めていただいているという状況であります。

今回、参加者の皆さんには、主体的、自発的に人口減少の事実と課題を学び、把握していただき、また、これまでの常識を乗り越えて、何をすべきか、何をしたらいいのかということを考えていただき、具体的なアクションにつなげていく場にしていきたいというふうに考えております。多くの県民の皆様方にも御参画いただく中で、若い人たちが自分らしく生き生きと活躍している社会、あるいは性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる社会、こうした社会の実現に向けて会議の活動が活発に行われていくことを期待しているところであります。

今回の戦略案におきましては、2030年までに達成したい目標としての旗を設定しています。この旗の達成を積み重ねながら2050年のありたい姿を実現していきたいというふうに考えております。そのためには、県民会議の参加者の皆様方には、それぞれアクションを立てて、主体的に行動し、仲間を集って活動していただくということを期待しておりますし、県としても、参加者の皆様方と協力して様々な課題の解決に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、即座に動ける組織であるべきと考えるがどうかという御質問でございます。

あるべき姿、ありたい姿は2050年という形にしておりますけれども、もちろん今から直ちに取り組んでいかなければ望ましい社会にならないというふうに考えております。取り組むべきことには速やかに取り組んでいきたいと思いますが、行政が中心になると、どうしても、これは予算がかかるから来年に回すというような形になり、県民の皆様方からすると、非常にペースが遅いということになりかねません。もちろん、我々も一緒に関わりますので、県としての関わりが全くないわけではありませんが、行政のペースに県民会議を合わせるのではなくて、県民会議の皆様方のペースに我々が合わせていくという視点を持って取り組んでいくことが重要だというふうに思います。

また、県民会議に参加される方に有志でプロジェクトを立ち上げていただいて、期間限定で行動して集中的な成果を上げていく、こうした取組もぜひ一緒に検討していきたいと考えております。

最後は、学生、若者、女性の多様な意見を反映するべきではないかという御質問でございます。

この県民会議には、もとより幅広い皆様方の御参加が重要だというふうに考えております。先日も、準備会合で、私と一緒にグループになった方と話したときに、私が入ったグループは若い方がいらっしやらなかったということで、もっと若い人が入ったほうが議論が活性化するのではないかという御意見をいただいたところであります。この県民会議のメンバーについて

は、ホームページで募集するだけでなく、準備会合にもいろいろな皆さんに加わっていただきましたので、そうした方のネットワークを活用して広く参加を呼びかけたり、また、これまでも、私も含めて、県として様々な若い人たちと意見交換をしてきましたので、そうしたものに参加いただいた学生、若者、あるいは女性、こうした方々にも呼びかけを行うなど、県民会議に、若者、女性をはじめ多様な方々に御参加いただけるようにしていきたいと考えております。

また、これも準備会合の中で議論が出ていたところではありますが、会議の場で1人で手を挙げて発言するのはなかなか難しいという御意見がありましたので、前回の準備会合ではなるべく発言しやすいようにグループに分かれるなど、議員の皆様方や私のように人前で発言することに慣れている方、得意な方ばかりではないということを十分念頭に置き、そうした点を配慮していかなければいけないというふうに思っています。

こうした取組を通じて、多くの皆様方が集い、そして協力して取組を進めることができる、そうした会議になるようにしていきたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）行政が県民会議に参加される皆さんのペースに合わせて取り組むということで、知事より大変意欲的な御答弁をいただきました。女性が、もちろん女性だけではないですけれども、生き生きと楽しそうに暮らしている、そういう長野県であることが大切だと思います。県民会議にも期待をしております。お取組をよろしく願います。

医薬品不足について伺います。

医薬品不足が深刻になっており、県内でも困っているという多くの声を聞いています。特に、せき止め、去たん剤、感染症の治療に欠かせない抗生剤の在庫が逼迫している状況とのことで、インフルエンザなどの感染症がはやるこれからの季節に心配する声が高まっています。

そこで、県の見解と取組について伺います。

県内の医薬品不足の現状をどのように把握しているのでしょうか。また、医薬品不足への対策をどう講じているのかを伺います。

フォーミュラリという医療機関や地域で策定される医薬品の使用方針を策定する動きがあります。患者だけでなく、医療機関にもメリットは大きいと考えますが、県はどのような見解でしょうか。また、県内の動きはいかがでしょうか。以上を笹渕健康福祉部長に伺います。

続きまして、地震の災害関連死対策について質問します。

県は、今年9月に長野県地震防災対策強化アクションプランを打ち出し、地震災害死ゼロに挑戦すると発表しました。近年、全国各地で発生している大規模な地震において災害関連死対策が言われるようになり、注目が集まっています。

今年の元日に発生した能登半島地震の輪島市での災害関連死認定状況によりますと、70歳以上の高齢者が多く、介護施設、病院、避難所が停電により暖房が使用できなかったことによる体調不良、あるいはインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を発症し死亡している例が多く見られます。また、専門的な医療を受けることができない状況や生活環境の激変、長距離移動などから、心身の疲労、ストレスが原因となって疾患を発症し、災害関連死として認定された方もいらっしゃいました。こうした能登半島地震の状況も踏まえて、本県はどのようにして地震災害死ゼロを目指すのか。見解や取組について伺います。

災害関連死を防ぐため、自助として県民が備えることが重要と考えますが、県民が自ら備えるべきこととして県はどのようなことを考えているのでしょうか。また、それに対してどのような取組をしているか、伺います。

避難所の生活環境、特に食と住の面を整えていくことが災害関連死を防ぐためには極めて重要であると考えます。また、能登半島地震では、感染症対策も課題として浮き彫りになりました。県では、長野県避難所運営マニュアル策定指針を定めていますが、能登半島地震の教訓を踏まえ、指針をどのように見直していくのでしょうか。見直しの方向性や内容、今後の進め方、また県内市町村への共有方法について伺います。

能登半島地震では、多くの人が集まる避難所は苦手だという方、自宅や住み慣れた地域を離れたくないという方、被災した自宅の近くの農業用ビニールハウスで避難生活を送る方など、様々な事情から自宅や車などの避難所以外で避難生活を送る方がおられました。被災地では、キャンピングカーの駐車スペースを確保した事例もあったと聞いています。今後、避難所以外でやむを得ず避難生活を送る方の把握や支援などをどのように進めていくのでしょうか。

能登半島地震では、石川県内の他地域や石川県外に避難を行う広域避難、二次避難が目されました。水道や電気が不通になり、特に、寒い季節で暖が取りにくくなるような大規模災害発生時に、速やかに生活環境が整った場所に避難して疲れた心身を休ませるには有効な手段であらうと思います。

県では、広域避難、二次避難の体制をどのように整備していくのか。考え方と取組について伺います。以上、前沢危機管理部長にお聞きします。

能登半島地震では、細長い地形から、また地震による隆起から、海側の一本道が寸断されるなどして住民が孤立し、避難所に避難できない事例がありました。中山間地域の多い本県においても、大規模災害時には孤立集落が発生することが想定されます。能登半島地震の教訓を踏まえ、交通手段が遮断され、避難所への避難がかなわない孤立した住民に対する医療提供体制をどう確保するのでしょうか。笹渕健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医薬品不足と地震対策に関連して3点お尋ねがございました。

初めに、医薬品不足の現状と対策についてでございます。

全国的な医薬品の不足については、後発医薬品を中心に、令和3年頃から継続していると認識しております。国では、令和5年度に医療機関や薬局向けの解熱鎮痛薬等の供給相談窓口を拡大し、本年4月からは医薬品の供給不足情報を公開しており、県としてもその周知を行っております。

また、昨年度、流行期に需要が増加するせき止め薬やたんを切る薬などについて県内の卸売業者から在庫状況等の聞き取りを行ったところ、充足していない状況が確認されましたので、医療機関、薬局等に対して、必要量に見合う量の購入や系列薬局間での可能な在庫調整等について御協力をお願いし、県内の流通を維持することができました。県といたしましては、引き続き流通状況を注視し、関係者に御協力をお願いするとともに、国に対して必要な対応を求めてまいります。

次に、フォーミュラリについての見解とその動きについてでございます。

医薬品の使用方針であるフォーミュラリについては、従来から、医療機関単位で、医学的な妥当性に加えて、経済性の観点から使用する医薬品を選定し、運用されており、近年、医療費適正化の観点から、より広域な地域単位で取り組む動きがございます。県内では、飯田・下伊那地域でこの取組が始まっていることを把握しております。

県としましては、このような取組により、患者の皆様に対して経済的かつ最も適した医療を提供することは重要であると考えます。一方で、選定した医薬品が供給不足となった際の対応等課題もあるものと認識しており、地域の医療関係者、保険者等が十分話し合い、地域の実情に合わせて取り組んでいただくことが肝要と捉えておりますので、今後も県内の取組状況を注視してまいります。

最後に、地震対策に関連して、孤立した住民に対する医療提供体制の確保についてでございます。

令和6年能登半島地震では、石川県で一時最大約3,300人の孤立が生じましたが、二次避難や道路啓開により1月19日には実質的に解消されたと聞いております。議員御指摘のとおり、中山間地域が多い本県においても、石川県と同様に多数の孤立が発生する可能性がございます。

孤立地区等において医療が必要な傷病者が発生した場合、災害拠点病院等の医療機関へ搬送するため、DMAT等の医療チームと、救出・救助を担う自衛隊や消防、警察等とが連携して対応することとなります。そのためには、平時からの関係づくりや連携体制の確認等が重要と認識しております。

県では、災害医療関係者による訓練や研修を毎年実施しており、例えば、本年10月に行われた長野県総合防災訓練においては、DMATと自衛隊が連携し、自衛隊機による広域医療搬送訓練を実施するなど、関係機関と共同して訓練を行ったところでございます。実際の災害の経験や反省を踏まえた訓練や研修等を実施することで、引き続き災害時における医療提供体制の整備を進めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には地震の災害関連死対策につきまして4点お問合せをいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、自助を進めるための取組についてでございます。

災害関連死を防ぐため、行政としても避難所TKBの環境改善に取り組んでいるところでございますけれども、大規模災害の場合には、その役場の職員自身が被災するようなことで、公助が必ずしもすぐに行き届かないということも想定されますことから、県民の皆様お一人お一人に、御自身や大切な方々が必要とするものをあらかじめ把握、確認し、準備していただく、いわゆる自助が大切だというふうに考えております。

9月に公表した県の地震防災対策強化アクションプランにおきましても自助・共助の推進を掲げておりまして、県民の皆様には最低3日、できる限り1週間分の備蓄を呼びかけているところでございます。また、これまでも、県、市町村の広報など様々な形で啓発を行ってききましたけれども、今年度は、さらにそれに加えて、ゴールデンウィーク、お盆など御家族が集まる時期に御家庭での備蓄や家具の転倒防止などの防災対策を重点的に発信いたしました。また、若年層を主な対象として、SNSなどのウェブ広告を活用した自助の呼びかけを行うなど、実施するタイミングやターゲットを絞った広報を戦略的に実施してまいりました。

ただ、自助の意識を県全体に定着させていくためには、粘り強い取組が欠かせません。現在、備蓄を呼びかけるポスターを県内の郵便局に掲示していただくなどの準備を進めておりますけれども、こうした民間企業とも連携してさらに呼びかけを行うなど、県を挙げて実践的な自助の行動につながりますよう効果的な普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルの策定指針の見直しでございますが、能登半島地震において、本県は市町村と共に被災地に職員を派遣しまして、避難所の運営支援を24時間体制で行ったところでございます。そういったサポートをする中で、例えば、感染症発生防止のための避難所内のレイアウトの工夫、手指消毒の徹底など基本的な感染対策や食中毒の発生予防、段ボールベッドの早期導入、それからキッチンカーによる炊き出しなどの温かい食事の提供など浮き彫りとなった避難所の課題を支援に入った職員一人一人が直接体感したところでございます。

先月、国のワーキンググループが取りまとめました能登半島地震の災害対応に関する報告書の中では、ただいま申し上げましたものと同様の課題も指摘されております。国は、今後、取組指針を年度内に示すということでございますので、この指針も参考にしつつ、被災地に直接入った市町村の職員の方などの声も丁寧に伺いながら、来年度早期に指針の改定をしてみたいと考えております。さらに、これをつくっただけではいけませんので、その中身を市町村との訓練などで共有し、実践していきたいというふうに思っております。

次に、車中泊等による避難者への対応でございますけれども、平成28年に発生した熊本地震では、避難者の約7割が車中避難をしたという調査結果が出ております。また、能登半島地震の際にはキャンピングカーやトレーラーハウスが活用されるなど、避難の在り方にも変化が見られているところでございます。

先日公表された国の報告書の中では、これまでの指定避難所での支援だけでなく、それ以外の場所にいる避難者にも必要な支援を行うことの必要性が示されました。こうした支援の実施に当たっては、例えば、自家用車、キャンピングカーを駐車するのに適した場所を選定する、被災者に関する情報を収集する、食料品や日用品等の支援物資、情報の提供を行う、医師、保健師による健康状態の確認をするなど、あらかじめ検討しておくべき課題も非常に多いというふうに認識しております。

今年6月に国が示しました在宅・車中泊避難者等の支援の手引きを参考に、本県の実情を踏まえた対応を市町村と共に検討し、災害の際に的確な対応が行えるよう今後方向性を示してまいります。

最後に、広域避難でございますが、災害が大規模になった場合においても被災された方が早期に安全な生活環境を確保できますよう、平時から広域避難体制の整備、その運用の準備を行いまして、県民の皆様にも周知し、その必要性を理解いただくことは非常に大事だというふうに考えております。まずは県内での避難先の調整、確保を行うために、市町村で相互応援協定を結んでおりますので、これを基に、被災していない県内市町村を対象に広域避難の受入れに関する協議を行うこととしております。また、能登半島地震同様、ホテルや旅館等に避難していただくということも十分に想定されますことから、県内のホテル、旅館等との災害時の被災者支援に関する協定、これは平成24年9月に結びましたけれども、これに基づいて広域避難時の具体的なオペレーションの検討確認を行っているところでございます。

また、本県だけでは対応できないような場合もございますので、県外への広域避難が必要な場合には、既に締結しております各ブロックの知事会協定を基に、他の都道府県に対しても本県県民の受入れ協議を行うこととしております。

災害はいつどこで起こるか分からないという状況でございますので、アクションプランに掲

げました地震災害死ゼロ、この目標の実現に向けまして、平時から広域的な避難体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）地震災害死ゼロを目指す取組について伺いました。本県でも、県民の一人一人が自助の備えをして、地域ぐるみでこの地震災害死ゼロを目指していければと思います。

能登半島地震の被災地、そして被災された方々の一日も早い復興を願って、以上で一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

県消費生活センターの集約による機能強化と消費者行政の推進につきまして、9月定例会で質問させていただきましたが、その後、関係者などから御意見、また御要望などをいただき、調査をいたしました。また、今定例議会にて条例改正、補正予算案が上程されておりますので、改めて質問させていただきます。それぞれ直江県民文化部長、阿部知事に伺っていきます。

長野県消費生活条例第44条に、長野県消費生活審議会は、消費者施策に関する重要事項について、知事からの諮問に応じて調査審議し、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項について意見を述べる任務を持っていることが示されています。

今年5月に開催の今年度第1回の長野県消費生活審議会の議事録では、消費生活相談体制の充実・強化について、暮らし安全・消費生活課の説明では、令和6年度は県消費生活センター4か所に消費生活相談員を配置し、消費者トラブル等に対して迅速な相談、苦情処理、市町村の消費生活相談担当者研修の開催、市町村の相談体制の機能強化を引き続き支援していくと述べております。

しかし、先月開催されました第2回審議会では、令和7年度から県消費生活センターを松本市に集約するとの説明が行われ、委員からは、しっかりとした話合いが必要ではないか。身近に窓口があってこそ安心して相談できるのではないかなどの意見が出ていたとお聞きしています。センター集約に関する審議については、早めに審議会を開催し、委員の中で議論を深めるべきではなかったのかと考えます。御所見を伺いたいと思います。

次に、第3次長野県消費生活基本計画では、消費者相談に対し、県と市町村の役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすための機能強化を図るとしています。県と市町村のそれぞれの役割とは何か。また、機能強化について伺います。

次に、高齢者の消費者被害防止のための連携について、市町村ごとの調査では、消費者行政部門と連携した見守りネットワークを行っている市町村は33市町村でした。ほか43市町村は連携がされていないという状況のようです。約90%が電話相談という中、3か所の県センターが閉鎖されることで、特に高齢者のオンライン相談では、十分な対応ができず、消費者救済につながらないのではないかと懸念されます。県としての対応について伺います。

消費者トラブルに関する相談先を知らない、相談していないという多くの県民に対し、相談できるセンターがあることをもっと積極的に市町村を通じて周知、広報すべきと考えますが、具体的な取組はどうか。

また、電話でお金詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費者自らが自分事として捉え、リテラシーを向上させていく必要性を強く感じています。具体的な方策について伺います。

次に、消費生活センターの集約により、市町村消費者行政推進支援員を増員するとのことですが、現在働いている消費生活相談員等の意識調査や聞き取りの状況についてはどうか。以上5点を直江県民文化部長に伺います。

今回の集約により、消費生活相談員の処遇を改善するとしていますが、センターの機能強化や県内消費者行政の充実に何を期待しているのでしょうか。阿部知事の御所見を伺います。

長野県消費者団体連絡協議会主催の消費者行政懇談会が県内9か所で開催され、地元のワークショップや懇談会に参加しました。略して長野県消団連が行った地域別市町村の消費生活センターの設置予定の集計報告では、県内10地域のうち、諏訪地域、上伊那地域のように町村において市の共同設置でカバー率100%という地域もあれば、町村単独では設置は困難なことから、市のセンターとの共同設置を検討中、もしくは今後検討していくという状況であることが分かりました。

10地域全てがカバー率100%となるよう、市町村と消費生活相談員を交えて十分な協議をすべきであり、集約化は時期尚早と考えます。三つのセンターの看板を下ろすにもいろいろな準備があると考えます。来春にもセンター集約をと急ぐ理由は何かを阿部知事に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には消費生活センターの集約に関しまして大きく5点の御質問を頂戴いたしましたので、順次お答え申し上げたいと思います。

まず、消費生活センターの集約に関わります消費生活審議会での議論についてのお尋ねでございます。

消費生活センターの集約につきましては、11月の消費生活審議会でご説明し、御議論いただいたところでございますけれども、各委員には、8月頃から個別にセンターの集約について御

説明し、御意見を伺ってきております。審議会では、市町村の相談窓口の体制が十分に整ってから集約すべきではないかとの御意見や、来所による対面相談の場が減少することを心配する御意見などをいただいた一方、市町村の相談窓口の充実を図るため、県は市町村ごとの状況に応じて足りていないところをカバーするような支援をしてほしいとの御意見や、これから県センターが機能強化されることを大々的にアピールしてほしいといった御意見もいただきました。これら審議会でもいただいた御意見は真摯に受け止めさせていただき、対応を検討しております。

一例といたしまして、来所相談の場が減少してしまうことに対しましては、新たに出張相談を実施することで対面による相談の機会を確保する対応を取るなど、引き続き市町村とも連携しながら相談体制がしっかり県民の皆様の期待に応えられるものとなるよう取り組んでまいります。

続きまして、消費者行政におけます県と市町村の役割分担及び機能強化の方法についてでございます。

平成21年に制定されました消費者安全法におきまして、県と市町村の消費者行政における役割が明確化され、県は主に広域的見地や専門的な見地が必要な相談に対応し、市町村は身近な相談窓口として対応することとされております。

第3次長野県消費生活基本計画では、県と市町村の役割について、県の基本的な役割を、全県的な影響が及ぶ事案の対応、高度な専門性を必要とする悪質な事案への対応、市町村相談員の人材確保や育成支援、市町村の基本的な役割を県民にとって身近な相談窓口、福祉部門等と連携した孤立高齢者等配慮が必要な県民への支援と位置づけておりまして、県センターを集約した上で中核的な拠点としての役割を果たすこととしております。

こうした第3次消費生活基本計画の実現に向け、オンライン相談等による場所と時間にとらわれない相談体制の実現や相談員のスキルの向上による相談機能の強化、市町村消費者行政推進支援員の増員による市町村相談窓口の支援や相談員の育成支援の充実、悪質な相談情報の一本化による迅速な対応、消費者教育アドバイザーの新設による消費者教育・啓発の強化などの機能強化を図ることにより、県と市町村が共同して消費者行政を推進する体制を構築してまいります。

続きまして、来所相談の機会が失われることへの対応についてでございます。

対面相談を希望される相談者に対しては、新たにオンラインを活用し、地域振興局と県センターを結んで相談を受ける体制を構築していきたいと考えております。

今議会でもお願いしております補正予算案の検討に当たりましては、事前に画面上で書類の確認ができるかの検証をし、書類の確認ができる性能を有する書画カメラを使用することとしており、予算をお認めいただければ、速やかに機器の整備を進め、新年度からのオンライン相談

が円滑に実施できますよう、模擬相談などの検証を行うこととしております。また、相談者に対しては、県の職員が必要に応じて機器の操作を行うなど、パソコンやインターネットに不慣れな方でも相談に支障が生じないよう丁寧にフォローさせていただきます。

加えて、市町村窓口で困難な相談案件が寄せられた場合にも、オンラインを活用いたしまして市町村窓口と県のセンターを結び、県の相談員が直接市町村窓口にいる相談者に対応するなど、市町村への支援を充実してまいりたいと考えております。

さらには、先ほどもお答えいたしましたとおり、集約後も、一定期間は経過措置として長野、上田、飯田で出張相談を行うなど、地域の実情や要望を踏まえながら対面による相談機会の確保について柔軟に対応してまいります。

続きまして、消費生活相談窓口の周知と消費者のリテラシー向上に向けた取組、方策についてでございます。

初めに、消費生活相談窓口の周知のための取組についてでございますが、現在も年4回発行する「くらしまる得情報」を市町村を通じて配付させていただくなど、市町村の協力の下で消費生活情報や相談窓口について周知、広報に努めているところでございます。

今回の消費生活センターの集約に当たりましては、本定例会に提出させていただいております補正予算案の中で広報経費を計上しております。集約の目的、集約後の機能等に加えまして、消費生活相談窓口そのものについて、改めて広く県民の皆様にご周知、広報をしてまいります。

続きまして、消費者のリテラシー向上に向けた方策についてでございます。

例えば、センターに寄せられる相談には、1回限りの購入と思っていたが複数回購入が条件となっていたなどのいわゆる定期購入に関します事例が数多くありますが、契約時に注意深く確認いただければトラブルを避けられそうなケースも少なからず存在しております。

このようなトラブルに遭わないためには、正確な知識を身につけていただくことが必要であり、消費者教育、消費者啓発が非常に重要だと考えております。出前講座や専門家派遣といった県事業のほか、今回新たに設置を予定している消費者教育アドバイザーを中心に、他機関とも連携し、年代やニーズに応じた消費者教育・啓発を強化してまいります。さらには、消費生活サポーターの皆様にも御協力をいただき、身近な場面における注意喚起や啓発を通じてリテラシーの向上と消費者被害の未然防止を図ってまいります。

最後に、現在センターで働いている相談員の意向調査や聞き取りの状況についてでございます。

現在県センターにお勤めいただいております相談員の皆様に対しては、7月から集約の方向性について説明を開始しております。以降、随時相談員からの御意見、御質問に対して回答す

るなどのやり取りを重ねてまいりました。10月には報酬額の見込み等具体的な勤務条件を提示させていただき、11月から順次今後の就労移行の確認など個別に聞き取りを実施させていただいているところでございます。具体的には、相談員それぞれの御意向を伺った上で、引き続き相談員としての業務を御希望される場合には集約される県センターへの勤務を打診するか、または市町村と調整の上で近隣の市町村センターの相談員の職を紹介しております。また、相談員の業務にこだわらず県機関への勤務を希望される場合は、各地域の県機関の求人情報を提供するなど、丁寧な対応を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には消費生活センターに関連して2点御質問をいただきました。

まず、消費生活相談員の処遇改善と期待する効果という御質問でございます。

今回集約させていただこうという目的の一つは、より困難な相談への対応ということであり、困難事案への対応を強化するためには、やはりその相談の担い手であります消費生活相談員の皆様方の処遇も改善していくということが重要だと思っております。そのため、報酬につきましては、集約に合わせて大幅に引き上げさせていただく考えであります。十数%程度引き上げる方向で検討しているところでございます。これによって、意欲を持って仕事に取り組んでいただく環境を整えていきたいというふうに思っておりますし、今後の相談員の確保にも一定の効果が見込めるのではないかとこのように考えております。

加えて、相談員を統括する職員については、正規職員、任期付職員としていきたいというふうに考えております。相談員への助言、指導、あるいは相談対応ノウハウの蓄積による支援技術の向上、市町村の消費生活相談員への研修の実施、市町村センターとの連携促進、こうした分野で中心的な役割を果たしていただきたいというふうに考えております。こうしたことによりまして、センターの組織力を高め、複雑化、高度化する消費生活相談への対応、また市町村に対する支援の強化を図り、消費者行政の充実につなげていきたいと考えております。

続いて、市町村消費生活センターのカバー率が100%にならないままでの集約は時期尚早ではないかという御質問でございます。

先ほども県民文化部長から御答弁させていただきましたとおり、県と市町村はそれぞれこの消費者行政を担っているわけであり、役割分担をしっかりと行いながら力を合わせて消費者行政を進めていくということが重要であります。

消費生活基本計画におきましては、消費生活センターの人口カバー率100%という達成目標を掲げて取り組んできたところでございます。この実現に向けて、単独の設置が難しい町村については周辺の市がカバーする広域化を促してきました。その結果、今年の4月1日現在で人

口カバー率は約90%というところまで上昇してまいりました。

また、来年4月には、飯田・下伊那地域におきまして、飯田市が中心となって消費生活センターの広域化が行われる予定になっておりまして、身近な相談窓口の充実に向けた動きが着実に進んでいるというふうを受け止めています。

一方、こうした動きをさらに加速化してカバー率100%を目指していく上では、相談体制が整っていない地域に対しまして市町村も交えてしっかり協議を進めていくことが重要だというふうに考えております。そうした業務を進めていくためには、現在の県センターの体制ではなかなか十分ではなく、地域ごとの課題を把握して市町村職員をしっかりサポートしていくことが重要だというふうに考えております。

こうしたことから、集約後の県センターにおきましては、市町村消費者行政推進支援員を増員させていただき、新たに市町村の実情に応じた広域調整を担っていただきたいというふうに考えております。こうしたことを通じて消費者行政の充実をさらに図っていききたいというふうに思っております。

今回の消費生活センターの集約について、これまでも御説明させていただいておりますように、相談業務の充実、消費者教育の充実、さらには市町村支援の強化、こうしたことを通じて県全体の消費者行政のさらなる充実を図っていききたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）ただいま直江県民文化部長、そして阿部知事よりそれぞれ御答弁をいただきました。

県の消費者被害防止啓発キャラクター「もシカっち」からのお知らせによりますと、電話でお金詐欺被害、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺被害は昨年より増え続けており、詐欺被害が止まりません。長野県が全国30番目のセンター集約化を目指すのであれば、集約化は、縮小ではなく、さらなる強化機能を持って進んでいくということをもっと積極的に力強く県民にアピールをしていただきたいというふうに思います。

知事の諮問を受けて、消費生活審議会で十分な議論を尽くしていただきまして、センターの単独設置が困難な町村につきましては広域連携が図られるよう働きかけを強化し、引き続き市町村消費者行政の充実強化に向けた支援に努めていただくことを強く求め、次の質問に入ります。

次に、選挙の投票における障がい者への合理的配慮について伺います。

今回の衆議院選挙の投票において、県内約170万人の有権者の中には、投票の壁に直面している人がいました。知的障がいなどで自分の意思を伝えることが難しい人たちです。

県内で選挙権がある18歳以上の知的障がい者は約1万7,000人で、全有権者の約1%を占めています。家族や支援者は、投票を諦めたり、投票機会をつくろうと提案して葛藤しています。日本では、戦後、成人男女に選挙権が与えられましたが、公職選挙法の規定で、認知症や知的障がいがある人に成年後見人がつくと、本人の選挙権は失われた時期がありました。2013年に、東京地裁は、この規定は選挙違反に当たると認定し、公職選挙法が改正され、一律に選挙権が認められました。本人の意思に基づき、投票所の職員らが代わりに書いて票を投じる代理投票の対象も、身体障がい者限定から知的障がい者まで対象が拡大しました。

一方、施設入所者の不在者投票の機会も広がってきましたが、在宅での不在者投票の対象は重度の身体障がい者らに限られ、知的障がい者は含まれていません。知的障がい者の保護者でつくる団体では、政治に関わることが難しい有権者がいることを踏まえて、投票機会の幅を広げてほしいと福祉施策の一層の充実を求めています。

総務省は、昨年3月、統一地方選挙で障がい者が選挙に行きやすいように投票所での支援の例をまとめ、ホームページで公表し、各自治体の選挙管理委員会に柔軟な対応を呼びかけています。

これらを踏まえ、質問いたします。

期日前と投票日当日における選挙の投票に関する障がい者への合理的配慮の取組状況と課題について伺います。

次に、代理投票制度の活用状況についてはどうか、伺います。

次に、障がい者が投票所に足を運ぶために、障がい者やその家族のための投票支援に向けた環境整備など合理的配慮が促進される取組が必要と考えますが、御所見を伺います。

日頃から、主権者教育として、公立学校や特別支援学校での模擬投票等、身近に投票ができる機会をつくる必要があると考えます。現在の取組についてはどうか。以上4点、北島選挙管理委員会委員長に伺います。

次に、クルミの栽培支援について質問します。

現在、国内で流通している99%以上のクルミは外国産であり、国産クルミは非常に貴重です。東御市は、日射量が多く、降水量が少ない気候と水はけのよい土地で、クルミ栽培の適地です。大正4年、大正天皇即位記念としてクルミ苗木を全戸に配布したことから栽培が始まり、全国一の栽培面積を誇っています。生産量は、年間2,000トンから2,400トンをピークに時代とともに減少し、令和4年度では約70トンから80トン程度と推定されています。

生産量が減少した原因は、担い手の高齢化や凍霜害の多発、病害虫等に対する管理労力や病虫害防除に対するコストの拡大等であり、産地衰退が心配されます。特に、10年ほど前から、クルミ栽培圃場で果実や葉っぱに原因不明の黒色斑点症状が多発。その原因はバクテリアによ

る病害であり、日本への侵入が警戒されていた重要病害、クルミ黒斑細菌病であることが特定されました。蔓延防止、生産安定に向けた防除技術の開発が急務です。

平成6年度に、長野県が合併前の旧東部町に有償譲渡した農場、サンファームとうみでは、クルミの品質改良と栽培技術の開発、クルミ生産者への苗木の供給と営農指導などを行っています。そして、長野県果樹試験場環境部の協力を得て農薬登録試験にも取り組んでいただいております。現在、クルミ生産者等で組織するJAくるみ部会や、東御市産のブランド化を目指す日本くるみ会議などが活動しています。

そこで、小林農政部長に伺います。

農家の高齢化に伴う病害虫等に対する管理労力や病害虫防除に対するコストの拡大等の課題が挙げられていますが、クルミに発生する黒斑細菌病や褐斑病など病害虫に対し防除効果が期待できる農薬の登録に向けて、現在の取組を伺います。

〔選挙管理委員会委員長北島靖生君登壇〕

○**選挙管理委員会委員長（北島靖生君）** 選挙管理委員会に4点の御質問をいただきました。

最初に、期日前と投票当日における選挙の投票に関する障がい者への合理的な配慮の取組状況と課題についての御質問がございました。

県選挙管理委員会では、障がい者の方の投票環境向上に資する取組として、点字版による「選挙のお知らせ」の発行や選挙公報の音声読み上げCDの作成、手話による選挙のお知らせなどを行っております。また、市町村選挙管理委員会においても、投票所の入り口までの簡易スロープの設置や人的介助のほか、投票所内では点字器や車椅子用の記載台等の設置を行っており、投票環境の向上を図るための必要な措置を講じていただいているところでございます。

一方で、各種選挙ごとに国や県が行う選挙の執行に関する調査において、市町村選挙管理委員会の取組状況を把握してはいるものの、各市町村における具体的な取組事例や今後に向けた改善事項など共有されていないことが課題であると認識いたしております。そのために、今後は、各市町村が実施している障がい者の支援への取組事例を県民の皆さんや市町村選挙管理委員会などに広く周知してまいりたいと思います。

次に、代理投票制度の活用状況についての御質問でございます。

代理投票とは、選挙人が心身の故障、その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない場合に、その選挙人に代わって投票を補助すべき者である投票所の係員が投票用紙に記載する制度でございます。

活用状況でございますが、直近の衆議院総選挙については現在調査中のため、令和5年の県議会議員一般選挙の状況になりますが、約700の方が代理投票を行っております。

次に、障がい者への合理的配慮が促進される取組の必要性についての御質問がございました。

選挙権は、国民一人一人に与えられた基本的権利ですので、有権者の皆様に行使いただけるよう、選挙時における障がい者の方の円滑な投票環境整備など、合理的な配慮が必要であると認識いたしております。

県の選挙管理委員会では、総務省が作成した資料である「障害のある方に対する投票所での対応例について」等の有益な情報を市町村選挙管理委員会に周知することに加えて、今後は県のホームページで情報を発信するなど、障がい者の方にも安心して投票に参加いただける環境が整備されていることを広報してまいりたいと考えております。

また、先ほど課題として申し上げました各市町村選挙管理委員会の具体的な取組を共有するため、県民の皆さんが参加できるフォーラムや市町村職員向けの実務研修会などにおいて具体的な取組事例の発表などを実施したいと考えています。引き続き多くの皆さんに投票をしていただけるよう、市町村選挙管理委員会や関係団体等と連携し、投票環境の整備、向上に努めてまいります。

4点目の公立学校、特別支援学校での取組状況についての御質問でございます。

県選挙管理委員会では、選挙年齢の18歳への引下げに合わせて、県教育委員会と主権者教育に関する協定を締結し、平成27年度から、高等学校、特別支援学校高等部等を対象に選挙出前授業を実施しているところでございます。選挙制度や代理投票をする場合も含めた投票方法に関する講義に加えて、実際に模擬投票も行っており、令和5年度の実績としては、高等学校11校、特別支援学校10校など、計22校で延べ2,000人の皆さんに受講をさせていただいております。

特に、特別支援学校では、講師となる選挙管理委員会の職員が、障がいの特性を十分理解した上で、分かりやすい資料を作成し、ゆっくり説明するなど、不安を感じることなく安心して投票に参加していただけるように授業に工夫を行っており、ところでございます。

若い世代の投票率が低い状況が続いておりますが、これからの長野県の未来を担う若者に投票に参加していただけるよう、県教育委員会等の関係機関と連携しながら主権者教育の充実を図ってまいりたいと思います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私にはクルミの病害に対する農薬登録の取組状況についてお尋ねをいただきました。

クルミなど、全国的には生産量が少ない、いわゆるマイナー作物の農薬は、登録を行う農薬メーカーの試験の負担が大きいなど、登録が困難な場合もあり、使用できるものが限られている状況でございます。このため、県の試験場において登録に必要な効果試験を行い、農薬メーカーにデータを提供することで、登録の後押しを図っております。

クルミにおいては、平成28年に国内で初めて症状が確認された褐斑病に対する登録農薬がな

かったことから、県で試験を行うとともに、国に対し早期の登録要請を行ってまいりました。その結果、本年6月までに2種類の農薬が登録となり、本年度、褐斑病を防除することができました。今後も必要な農薬の登録に向けた試験などを通じ、マイナー作物の栽培環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

障がい者の投票支援につきましてですけれども、選挙の投票における障がい者への合理的配慮につきまして、知的障がいを持つ世帯やその関連施設には、投票に当たってどのような支援が受けられるのか、具体的な情報提供がありません。投票を希望する知的障がい者が円滑に投票できるよう、代理投票制度の工夫として、投票支援カード、コミュニケーションボードの用意など、投票環境の整備の必要性を強く感じています。今後も、引き続き、合理的配慮に基づき、市町村選挙管理委員会への提案、支援等を行っていただくよう要望したいと思います。

それから、小林農政部長から御答弁いただきましたクルミ栽培支援です。マイナーな作物ではありますけれども、今後も、引き続き、メーカー、試験場と連携して、必要な登録薬剤の確保に努めていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後3時6分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）中小企業の価格転嫁、経営支援について質問します。

初めに、中小企業の価格転嫁について、国では、昨年11月、公正取引委員会より労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針が示され、以下、指針と言いますが、この1年、価格転嫁のための様々な取組が進められてきました。

しかし、よろず支援拠点にお聞きしたところ、県内で価格転嫁が実施されている企業は6割にとどまっており、4割の企業は、発注元に対して、仕事がなくなる、言っても無駄などの理由で価格転嫁への交渉すらできていない現状です。また、価格転嫁を希望していても、どうしてよいのか分からず、立ち止まっている企業もあります。

県は、原油・原材料価格の高騰や労務費の価格転嫁に課題を抱える中小企業者に対する支援策として、長野県よろず支援拠点に、昨年7月、価格転嫁サポート窓口を設置しましたが、これまでの実績や成果について伺います。

指針では、発注者が価格交渉に応じず取引価格を据え置くことは、独禁法で禁じる優越的地位の濫用となるおそれがあるとし、人件費上昇を取引価格に反映させるため、年1回や半年に1回といった定期的な協議の場を発注者側から設けることを示しました。また、発注者には、コスト増を回避しようとする調達部門任せでは下請の価格転嫁が進みにくいため、社長など経営トップが関わって価格交渉の方針を決定し、社内外に示すよう求めています。

そこで、これらの方針について県内での周知状況を伺うとともに、企業においては営業担当者が実際に価格交渉を行っていることを踏まえ、経営者のみでなく一般の社員に対して価格転嫁のサポートを行うことが有効と考えるが、いかがか。

中小企業は、発注者である大企業の下請として理不尽な取引を強いられるケースが少なくありません。国は、大企業との取引で弱い立場の中小企業の窮状を受け、価格転嫁が適正に行われているか監視する下請Gメン、取引調査員の拡充を推進。2017年度に80人体制でスタートした下請Gメンは、増員され、本年度は330人へ監視体制が強化されました。県内の下請Gメンの活動状況と効果について伺うとともに、県では下請かけこみ寺に相談窓口を設置しているが、どのような相談があり、どのように対応したのか、伺います。

県内でも、価格転嫁に向け、積極的に取り組んでいる企業・団体があります。飯田印刷工業組合では、本年10月、「印刷資材・紙・インキ・エネルギー等の高騰に伴う現行印刷価格改定のお願い」と題する広告を地元新聞に掲載。内容は、印刷資材の5～15%値上げや、最低賃金法の改定に伴い、10月から現行印刷製品価格を10%以上値上げをお願いするもので、地域住民に理解を求めました。この広告には、組合会員企業をはじめ、紙卸商社、印刷関連資材納入商社も企業名を掲載しています。その上で、印刷事業者は個別に取引先に対して価格改定に関する依頼文を配付し、協力を求めた上で価格交渉に臨んでいるとの話でした。

そこで、来年度の当初予算編成方針の重点項目にも、県民に届く広報の実施によるターゲットの明確化や受け手視点の重視による広報の強化の実施を掲げていますが、県内経済の好循環の軸となる賃上げにつながるよう、中小企業の価格転嫁の確実な推進に向けて県はどのように進めていくのか、伺います。

次に、中小企業の経営支援について伺います。

現在、最低賃金の引上げや年収の壁の議論が取り沙汰されています。働く方の生活を守るためにも早急に進めなければならないことですが、ある飲食店経営者から切実な声を伺いました。マスコミの報道を見ると、働く側のことばかり取り沙汰され、中小企業の厳しさに対して寄り

添う声や支援策は伝わってこない。現時点で賃上げ企業に対する補助金などがあるが、あくまでも新規の設備投資への支援である。特に、飲食業界は人手不足に悩まされている状況であり、人手がなくては店を回せないため、高時給での競争も厳しい状況である。省力化事業などの補助金もあくまでも新規投資のみで、設備投資してきた設備の老朽化による買換えには適応されない。コロナ禍で増えた借入返済、仕入れの高騰、最低賃金引上げなど、この先、価格転嫁や効率化を図っても限界がある。賃上げや年収の壁の協議を否定はしないが、それを早急に進めるなら、持続的に効果のある企業への支援策も行うべきという切実な訴えでした。

そこで、コロナ禍で融資に関する特例措置や利子補填などの支援策があったが、現在は国としての支援策は終了していることを踏まえ、県として返済や借入れの支援を行うべきであると考えているが、支援の現状と今後の方向性について伺います。

中小零細企業への支援策として、設備投資への支援や借入れや金利に対する支援、設備投資の支援だけではない直接的な支援が考えられます。補助があっても設備投資には自己負担や手続に大変な労力を伴うことや、コンサルタントに依頼すると成功報酬の支払いが生じることから、県としても無料の相談窓口を設置すべきと考えるが、いかがか。

また、新たな借入れや設備投資の余裕がない企業も多いことから、設備投資以外の直接的な支援策も検討すべきと考えるが、いかがか。

借入れや金利に対する支援について、コロナ禍のときに行われた利子補給は中小企業にとって大変有効でした。原材料の高騰や人件費の増加等による経費増加で月々の支払いが大変な中小企業においては、返済の据置きは根本的な解決にはならない。そこで、金融機関等の返済年数を延ばす制度を創設してはいかがでしょうか。

次に、中小企業庁は、人手不足に悩む中小企業などに対し、IoTやロボットなど省力化に効果がある汎用製品を導入する経費を補助する中小企業省力化投資補助事業を本年6月から開始。中小企業が製品の選択、導入をしやすいよう、対象製品を業種ごとにカタログにして中小企業省力化投資補助金の公式サイトに掲載しています。

昨年的一般質問で、県でも県内の対象機器についてカタログ式の導入を求めたが、その後の状況を伺います。また、カタログ式の中小企業省力化投資補助金の国や県からの情報、周知と、これを活用した補助金申請の実態と導入後の効果について伺います。

次に、地域産業の持続的な発展に向けた事業承継について、商工会・商工連では、令和5年度から県内の事業承継に関連する実態把握、経営者の課題解決を支援すること等を目的に、県と市町村と連携し、長野県承継状況調査事業を実施。各市町村の全事業所を対象に調査票を郵送し、事業承継問題の実態把握を行っており、今後5年間で69商工会全てで実施する予定です。現時点での調査で後継者不在率は63%と、大変深刻な状況と考えます。

商工会・商工連では、回答者の中から支援が必要と思われる事業者を抽出し、ヒアリング及び第三者マッチングなど、支援プラン提案等のフォローをしております。そこで、中小企業や個人事業者の事業承継をワンストップで支援する長野県事業承継・引継ぎ支援センターの成果と今後の取組について伺います。

また、令和4年度に設立した信州スタートアップ・承継支援ファンド、信州SSファンドの取組状況について、以上9点について産業労働部長に伺います。

多様な働き方について質問します。

本年7月、日本商工会議所と東京商工会議所が全国6,000社の中小企業を対象に実施した調査によれば、人手が不足していると回答した企業の割合は全体の65%に達しています。今後さらに少子高齢化が進む中、人口減少に伴って生産年齢人口も減っていくことは避けられない状況です。調査結果でも、女性の活躍、仕事と育児の両立、高齢者、障がい者、外国人材の活躍など多様な働き方の推進が求められています。

県は、本年より、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業により、これまでの固定した働き方から業務切り出しによる多様な働き方導入支援を行っています。本年の実施状況と事業効果、今後の計画について伺います。

人々の働き方が多様化する中、企業などの組織に属さずフリーランスで働く人は増加傾向にあります。政府の2020年の試算では、国内に約462万人で、就業者全体の7%を占めています。また、県内でフリーランスで働く人は3.5%となっています。

フリーランスは、発注者に対し立場が弱いことが多く、公正取引委員会などが本年5月から6月に行った実態調査では、十分に協議せず報酬が決められる買ったたきの経験があるフリーランスは67.1%に上りました。受注側に責任がないにもかかわらず報酬を減額されたとの回答は28.1%でした。こうした取引が横行する背景には、下請法などの既存ルールが対応し切れていない状況がありました。

そこで、フリーランスの人が安心して働けるよう、業務委託する発注事業者との取引のルールを明確にした新法、フリーランス・事業者間取引適正化等法が、今月1日に施行されました。県では、新法の周知をどのように行っているのか、伺います。

また、新法では、発注者側の義務項目が定められ、違反した場合は公正取引委員会による指導や是正勧告が行われるほか、命令違反には50万円以下の罰金が科せられます。そこで、フリーランスで働く人と発注者双方が新法の趣旨を理解し、適切に対応する必要があると考えますが、どのように進めていくのか。以上3点について産業労働部長に伺います。

物価高を上回る賃上げの流れをつくるための県内企業への支援について質問します。

ここまで、中小企業の価格転嫁、経営支援、多様な働き方について質問してまいりましたが、

物価高を上回る賃上げの流れをつくるため、今後力点をどこに置いて県内企業への支援に取り組んでいくのか。知事に考えを伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には中小企業の価格転嫁、経営支援と多様な働き方につきまして12問御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、価格転嫁サポート窓口の実績、成果についてでございます。

長野県よろず支援拠点に昨年7月に開設されました価格転嫁サポート窓口では、本年9月までに379件の御相談をいただき、価格交渉のノウハウや飲食店における提供メニューの原価計算方法など、県内企業からのお悩みにお答えしているところでございます。

また、本年度から新たに価格転嫁サポートチームを創設しまして、より専門的な相談体制を整えたところであり、こうした取組によりまして、中小企業の皆様からは、取引先への文書による通知など交渉のノウハウが身についた。取引先と価格交渉をしてもよいということに気づいたなどの声も聞かれておりまして、価格転嫁サポート窓口での対応等が県内における相談窓口として定着してきており、かつ適正な価格転嫁への促進にもつながってきているものと考えております。今後も、サポート窓口等を通じて丁寧な相談対応を継続し、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁が浸透するよう取り組んでまいります。

次に、労務費指針の周知と一般社員への価格転嫁サポートについてでございます。

昨年11月に指針が策定されて以降、国の説明会に加え、県においてもホームページへの掲載のほか、機会を捉えて県内企業への周知を実施しております。

また、本年4月には、産学官金の67の支援機関が参画しますながの産業支援ネットにおきまして県内企業への指針の周知について依頼したほか、7月に開催しました価格交渉サポートセミナーでは、中小企業庁の職員に指針を解説いただくとともに、よろず支援拠点のコーディネーターが価格交渉の実践ポイントを紹介し、305名が受講しました。

なお、本セミナーの受講者のうち約6割が、実は経営者ではなく営業等の担当者であったところございまして、議員御指摘のように、経営者だけでなく実務者へのサポートも必要である認識の下で、セミナーや個別相談会の開催など、引き続き現場のニーズを踏まえ、効果的にサポートしてまいります。

続いて、下請Gメンと下請かけこみ寺の状況についてでございます。

下請Gメンの活動につきましては、本年4月から9月までに関東経済産業局管内で中小企業者に対し2,528件のヒアリングを実施し、その状況を踏まえた個別企業への指導・助言のほか、業種別の下請ガイドラインや業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定、改定への働きかけを実施しております。

先週国が公表しました本年9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果では、価格交渉が行われた割合が前回3月時点より約1ポイント増の86.4%、発注側企業から申入れがあり価格交渉が行われた割合が前回より約2ポイント増の28.3%となっており、下請Gメンの活動をはじめ、様々な取組により、価格交渉・転嫁への取組は浸透しつつある状況にあると思っております。

また、下請かけこみ寺には、本年4月から10月までに代金の支払い遅延や買ったたき等に関する相談が122件寄せられており、専門員による相談対応のほか、弁護士の無料相談等により対応しているところでございます。

次に、中小企業の価格転嫁の確実な推進についてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、相談窓口の設置や労務費指針の周知のほか、下請企業との望ましい取引慣行の遵守等を宣言します国のパートナーシップ構築宣言の県のSDGs推進企業登録制度の要件への追加や、昨年11月に「物流2024年問題の克服に向けた共同宣言」を発出し、荷主事業者に適正な価格転嫁への理解を求めており、今年度は物流2024年問題克服セミナーを県下4会場で実施したところでございます。

こうした一連の取組により、価格転嫁しやすい機運が醸成されつつあるものと考えておりますが、今後とも国との連携強化をはじめ、成功事例の情報発信や金融機関と連携した個別相談会の開催など、価格転嫁しやすい環境整備に一層力を入れ、賃上げの好循環につなげてまいります。

次に、融資に係る支援の現状と今後の方向性についてでございます。

物価高騰、人件費の高騰、人手不足等により、県内中小企業、特に小規模事業者は依然として厳しい状況に置かれているものと私どもも認識しております。このため、県では、中小企業融資制度におきまして、昨年12月に創設しました低金利の経営健全化支援資金の物価高対策により、物価高の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するとともに、さらに本年7月に創設しました経営健全化支援資金の新型コロナ借換向け等を通じまして、コロナ関連融資などの返済負担軽減策を講じておりまして、併せて、これらの融資に係る信用保証料の補助も実施しているところでございます。

今後も厳しい状況下にあります中小企業の実情を踏まえた施策を継続するとともに、国の中小企業向け資金繰り支援の動向も見据えながら県内中小企業の経営を支援してまいります。

次に、無料の相談窓口と設備投資以外の支援についてでございます。

無料の相談窓口といたしまして、県産業振興機構に長野県よろず支援拠点が設置されており、企業経営に関する専門知識を持つコーディネーターが、機構本部、県内16か所のサテライト、金融機関において相談に乗っております。

同機構では、中小企業診断士等の資格を持つ民間の専門家を中小企業へ派遣し、経営課題の解決を支援しており、創業枠は無料で利用可能となっております。まずはこうした無料の相談窓口の情報を知っていただくよう積極的に周知に努めるとともに、負担の少ない相談対応いかんについても考えてまいります。

設備投資以外の支援につきましては、まずこの物価高騰や賃上げが続く状況では、経営基盤が脆弱な小規模事業者は特に厳しい環境に置かれていると認識しております。そのような中、国ではガソリン代や電気・ガス料金の支援、また、県におきましても、特別高圧の電気料金やLPガス料金の支援など、設備投資以外の支援も行ってきたところでございます。

県といたしましては、事業が継続し、拡大につながる施策を提供することが重要との観点から、今後の国の経済対策の動向も見据え、販路拡大やコスト削減など、どのような支援策が有効か検証し、持続可能な経営に向けた取組を進めてまいります。

次に、中小企業の返済負担の軽減策についてでございます。

御指摘のとおり、県内中小企業の破綻を防ぐためには、借入金の返済負担を軽減することは大変重要と認識しております。

県中小企業融資制度におきましては、金融機関や保証協会からの相談に応じまして、貸付期間の延長などの条件変更に対応するとともに、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）をはじめとしまして、既存の借入金を借換えできる資金を用意しているところでございます。こうした資金の利用によりまして、再度の貸付期間の設定や複数の借入金の一本化による返済計画の見直しなど、既存の借入金に係る返済負担の軽減が図られるものと考えておりますが、今後とも金融機関等と協調しながら、県内企業に寄り添った資金繰り支援に取り組んでまいります。

次に、県独自のカタログと国の省力化補助金の状況についてでございます。

県独自のカタログにつきましては、国の省力化投資補助金を含みます支援メニューをはじめ、相談や申請窓口、融資制度などを一体的に掲載しましたリーフレットを本年7月に作成いたしました。県ホームページへの掲載のほか、商業団体等の支援機関にも配付し、県内中小企業への周知を図っているところでございます。

あわせて、県内事業者のデジタル化の促進という観点から、汎用性の高いデジタルツールの情報をカタログにまとめ、本年9月から段階的に県産業振興機構のホームページ上に掲載を行っているところでございます。

国の省力化投資補助金の周知につきましては、県作成リーフレットのほか、説明会の開催、新聞広告掲載や諏訪圏工業メッセなどイベントへのブース出展等、様々な方法によりまして実施しております。

申請状況につきましては、補助金事務局の情報では、現時点では数件と聞いておりますが、その要因といたしましては、補助金の制度設計上、国がカタログに掲載した機器のみが支援対象となっているものの、その掲載数が少なく、中小企業のニーズに答えられていないといった課題がありましたことから、先月、国に対しまして、カタログ掲載機器の充実など利便性の向上を要望したところでございます。

信州未来共創戦略（仮称）案に掲げました付加価値労働生産性を高めるには、県内中小企業の徹底した省力化が不可欠と考えておりまして、今後も国や支援機関等と連携し、省力化投資を後押ししてまいります。

次に、事業承継・引継ぎ支援センター及び信州スタートアップ・承継支援ファンドの取組状況等についてでございます。

まず支援センターでは、親族内や従業員承継、M&Aなどに関する相談に専門のコーディネーターが対応いたしまして、事業承継診断の実施などのサポートを行っております。その実績といたしまして、令和5年度には事業承継診断を4,712件実施しており、相談受付件数は延べ2,163件、また、成約件数につきましては、平成26年度から本年10月までの累計で、M&Aを中心に269件となっております。

民間調査によりますと、県内企業の後継者不在率は、2020年の66%から2023年には54.1%に改善するなど徐々に成果が表れてきているものと考えております。一方で、県内企業の後継者不在率や社長の平均年齢は、やはり全国と比べますと高い状況が続いていることから、今後はメインバンクとの連携強化等により事業引継ぎ支援にきめ細かく対応してまいります。

また、信州スタートアップ・承継支援ファンドでは、設立から約2年半の間に順調に投資が進みまして、創業・第二創業が15件、事業承継が3件の合計18件に投資が実行されたところでございます。創業・第二創業では、革新的なサービスや技術を有する企業への投資が行われ、事業承継では、事業継続に懸念のある県内小売業の経営を引き受ける地域内M&Aなど円滑な事業承継の資金需要に応えております。引き続き、ファンドをはじめ、県内金融機関、信州スタートアップステーション等と連携を図りながら事業承継や投資先企業の成長支援につなげてまいります。

次に、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出についてでございます。

この事業は、子育て中の方や障がいのある方、シニアなど、多様な人材が希望する働き方を創出するため、今年度、長野ダイバーシティワークとして開始しております。

これまでの実施状況といたしましては、働きづらさを抱える多様な人材の事情や特性に対する理解促進セミナーや仕事の棚卸しによる業務切り出しワークショップなどを5回開催するとともに、短時間求人への作成に向けた個別企業に対する問題把握、業務分析、解決策の提示を行

い、業務切り出しなどのモデル構築に向けた伴走支援を11社に対して展開しております。

これらの取組を実施する中で、参加者からは、現在正社員を中心とした採用だが、今後育児中の女性やシニアを活用したいという声や、電話対応など正社員以外でも従事可能なノンコア業務の切り出しや業務内容に見合う給与体系を再構築する必要性が理解できたなど、多様な人材活用の機運醸成や社内制度の変革に着手する企業も出てきたところでございます。

今後は、今年度構築していきますモデル事例を効果的に横展開するとともに、多様な人材の労働参加の促進に向けて、各種事業と連携しながら、固定観念を超えた柔軟な働き方を一層推進してまいります。

次に、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知についてでございます。

県では、フリーランスを含む専門人材と県内企業のマッチング支援を行う長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県内金融機関や産業支援機関に対し、円滑な法施行に向けた協力依頼を行うとともに、県ホームページのNPO情報コーナーにおいて法の遵守についての内閣府からの通知を掲載し、周知を行っているところでございます。

また、県内では、11月の施行前の段階から、中小企業庁からの要請を受けて、長野県中小企業団体中央会など商工団体を中心に経営指導員等に向けた説明会を開催し、円滑な施行に向けた取組を行っているところでございます。商工団体では、このほか、法の周知を兼ねたフリーランス取引に関する国の実態調査に協力する形でフリーランスの方々への周知を実施しているところでございます。

最後に、フリーランス新法の理解と適切な対応の進め方についてでございます。

個人事業主としてのフリーランスの方々には、引き続き商工団体の経営指導員等によります草の根的な支援の中で御相談等に対応していただくとともに、県としましても、県内発注事業者に対し、不当な取引条件とならないよう、関係者の参加する会議やメールマガジンなど今後も様々な機会を捉えて要請してまいります。

また、長野県産業振興機構に設置されております下請かけこみ寺では、フリーランスの方から相談を受けておりました、厚生労働省が設置しますフリーランス・トラブル110番におつなぎするなど、引き続き丁寧にフリーランスの方々に寄り添った対応をしてまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）私には、物価高を上回る賃上げの流れをつくるため、今後力点をどこに置いて県内企業の支援に取り組むのかという御質問であります。

日本の社会は、長らくデフレ経済が続いてきたわけであります。価格を抑えて仕事を確保する、また、賃金を抑えて雇用を守る、こうした取組が長い間続いてきたところであります。

そうした中で、今の局面は、物価上昇局面かつ急激な人口減少局面に入っているわけであり、これまでの考え方や発想を大きく転換していかなければいけないというふうに考えております。

我が国の付加価値労働生産性は、OECD38か国の中で、2022年の数字で言えば31位ということで、非常に低迷しています。低迷しているということは、裏を返せば、引き上げる余地もあるというふうに前向きに捉えなければいけないのではないかと考えております。

足元の物価上昇局面におきましては、川上議員からも御質問がありましたように、適切な価格転嫁を進めていくということが重要だと思います。長い間物価が上がらない、価格転嫁しない、そして、公明党の皆さんからもいつも御指摘いただいているように、価格転嫁することを諦めてしまっているような企業、弱い方たちに負担、しわ寄せがいくようなことを放っておいてはいけません。我々としても、さらにこの価格転嫁が進むよう、関係機関の皆さんのお力もいただきながらしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

もう一方、生産性の向上でございます。今、私も大分AIを使うようになってきましたけれども、デジタル化、AI、こうしたものを徹底的に生かしていくということがこれからは重要になってきます。また、国内市場は縮小しますが、海外の市場はまだ人口が増加し、アジアの国々を中心に所得もどんどん増えている状況でありますから、こうした海外への戦略的な展開も重要だと思います。

また、一人一人が持っている能力をしっかり生かすためのリスクリングの推進や、今、後継者不足の企業も多いわけですが、そうした中にも優良な企業がたくさんございますので、事業承継やM&Aを通じた企業経営基盤の強化などに取り組むことによって、長野県内企業の付加価値生産性を一層引き上げるべく取り組んでいきたいというふうに思います。

そういう意味では、当面の価格転嫁、そして付加価値労働生産性の向上、この2点を中心としながら企業の皆様方をしっかり応援していきたいと考えております。

以上です。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）中小企業の価格転嫁、経営支援については、市町村や関係機関と連携して業種ごとの課題を把握するとともに、企業の声に寄り添ったきめ細やかな伴走支援に取り組んでいただくこと、また、多様な働き方については、雇用する側は、必要なときに必要な人材を確保でき、働く側は、時間や場所にとらわれず、自分の資格や知識、経験を生かした仕事ができるなど、新たな雇用の在り方を創出し、多様な人材が活躍できる長野県を目指し、取り組んでいただくことをお願いしまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君） 皆さん、こんにちは。丸山寿子です。一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

1、長野県の文化財の保存と活用について。文化財保存活用地域計画についてお伺いします。

現在の日本国内においては、様々な産業において、人口減少や少子高齢化などの影響で人材不足となり、対策が迫られています。同様に、地域における文化財の保護や活動の存続が危ぶまれている現状も見聞きしてきました。

コロナ禍により地域での行事や活動が休止したことも影響したとは思いますが、私が住む塩尻市片丘南内田でも、ごく最近になって、市の無形文化財に指定されているささら踊りの保存会の役員から保存会を解散したい旨の提案があり、衝撃が走りました。関係者を中心に慌てて対策に取り組み始めています。中心になっていた皆さんの高齢化や体調不良などが理由のようでしたが、今後、一部の人だけの負担にならない新しい体制づくりや、何より地域みんなで伝統文化の価値を再認識し、子供たちにもつなげていく活動を続ける気持ちを共有していくことの大切さを改めて感じました。

身近な事例としてさらに紹介させていただきますが、ささら踊りは、ささら、長さ7～8寸の竹片を30枚くらい重ねて麻ひもなどでつづり合わせたもので、拍子を取りながら内田小唄に合わせて踊る盆踊りで、長い年月途絶えることもなく語り継がれ、今に至っています。内田小唄は、江戸中期の中馬による荷物運搬が盛んだった頃、内田の人々が馬を引いて江戸などに行ったときに先で歌を覚えてきたものが、変化しつつ、今日に伝えられてきたものと聞いております。

このような歴史があるものですが、コロナ禍前までは、順次代表や役員になり、和楽器の演奏者、歌い手もいて、踊り手も知り合いに声をかけて行事等を行ってきました。コロナで活動が制限されて交流が減った間に思いもかけない状況になり、今後はさらにしっかりと意識を持って、地域に根差した文化であり自分たちのアイデンティティーの一つであること、また、過去から伝わったその技術を若い人や子供たちにまで伝えていかなければならないと強く思い、体制づくりを考えているところです。

今回の件で、ささら踊りと検索しますと、全国に竹の楽器を使った踊りは各種ありますが、同じような形状の楽器を使っているのは、特に神奈川県で複数の保存会があり、県内で大会を開いています。昭和の時代に保存会が一度なくなってしまい、一つの保存会が復活してから次々と復活していったとの記載も読みました。どんな分野もですが、再興するには大変なエネルギーが要ることが分かります。

全国で人口減少・少子高齢化など様々な理由で文化財に影響が出ているということをお聞き

しています。そのため、国では、文化庁により、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成31年4月1日に施行されました。それにより、市町村における文化財保存活用地域計画の作成を、また、県における文化財保存活用大綱の策定を提示していますが、次の2点についてお伺いします。

最初に、県内市町村による文化財保存活用地域計画の作成状況と計画作成によるメリットは何か、お聞かせください。

次に、長野県としては、文化財保存活用大綱を策定中とのことですが、デジタル技術の活用をはじめ、文化財に関する情報発信にどのように取り組んでいくのか、お聞きします。

私の所属する改革信州では、栃木県に出向き、とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業についての視察を行いました。写真や解説文、説明文により、地域や県民への理解を図り、発信していくことで県内外からの訪問者を増やすことは大切であります。中でも映像はかなり有効であると感じました。

令和5年3月より、栃木県は、とちぎデジタルミュージアムSHUGYOKUと命名し、国・県指定等文化財、県立博物館美術収蔵品を中心に約1,100点を公開。令和6年度も市町村からの提供データを掲載し、データに分かりやすい解説を加えており、民俗資料となっている行事も動画になっていました。昨今のように、継承が難しい時代にとっては、繰り返し見ることのできる映像は未来につながる重要なツールであります。以上2点につきまして直江県民文化部長にお伺いします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には文化財の保存と活用につきまして2点御質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、文化財保存活用地域計画の作成状況とそのメリットについてでございます。

文化財の保存と活用につきましては、市町村による取組の目標や具体的内容を記載した総合的な計画である文化財保存活用地域計画について、これまでに県内の六つの市が作成し、文化庁の認定を受けております。この6市は、具体的には、認定順に、松本市、千曲市、上田市、塩尻市、長野市、伊那市となっております。また、現在二つの市と一つの村が作成作業を行っているところでございます。

計画の策定のメリットでございますけれども、計画が文化庁の認定を受けた場合におきましては、補助率の加算など国庫補助事業における優遇がございます。また、文化財の現状を変更する許可の一部など認定町村の事務の権限移譲もございます。さらに、国の登録文化財となり得る物件等の国への提案、こういったことが可能になるという制度でございます。

また、計画の作成過程の共有によりまして、文化財の保存、活用に対する地域住民の関心や

理解の促進、さらには地域のアイデンティティーの醸成につながることで、そして、計画によって、市町村の文化財保護におけるビジョンや具体的な取組が可視化されること、さらには、地域住民や民間団体をはじめ多様な主体が参画して計画を推進することによりまして、文化財が地域の宝として認識され、地域全体で文化財を守り育て、観光やまちづくりなどにおいて活用が図られる、こういったことが期待されているところでございます。

次に、文化財に関します情報の発信についてお答え申し上げます。

文化財に関する情報発信については、これまでも県として八十二文化財団のホームページにおけます県内の文化財情報の公開へのデータ提供等による協力、県立図書館が運営します信州に関する知のポータルサイト「信州ナレッジスクエア」のメニューの一つ、信州デジタルcommonsにおける動画を含めた文化財のデジタル情報の公開、県立歴史館におけます企画展や講座等の開催、県埋蔵文化財センターにおけます遺跡の現地説明会、報告会、情報誌の発行などに取り組んできているところでございます。

県内外のより多くの人々に文化財の存在や価値を知っていただくことは、住民の保護意識の醸成による継承の推進、利活用促進による観光振興や地域活性化などにつながることから、文化財に関する情報発信は大変重要と認識しております。そのため、現在策定中の長野県文化財保存活用大綱におきまして、文化財に関する情報発信の充実・強化を施策の柱として位置づける予定でございます。

文化財に関してどのような方々にどのような情報を届けるのかといった対象や目的に応じた効果的な手法を検討するとともに、県の文化芸術情報発信サイト「カルチャードットナガノ」や公式観光サイト「Go NAGANO」をはじめ、様々な施策分野におけます県や関係団体の広報手法を活用して、文化財の存在や価値に加え、その背景となりますストーリーなども含め、情報発信に取り組んでまいります。

以上でございます。

[11番丸山寿子君登壇]

○11番（丸山寿子君） 御答弁をいただきました。

まず、市町村における文化財保存活用地域計画ですが、無形文化財等に指定されている、いないにかかわらず対象になる。そこが特徴ではないかと思えます。市町村がメリットを理解して取り組めるようにしっかりと伝えていただきたいと思えます。

次に、栃木県の取組についてですが、デジタルを活用した文化財の魅力発信のほかに、「新たな資金調達方法を普及、促進」と「保存修理の計画的、適切な支援」を県の重点取組としていました。新たな資金調達方法としては、クラウドファンディング等のセミナーを行うことで、資金調達方法のほか、先進的な取組を行っている所有者から活用を通じた文化財の保存を学び、

保存、活用の意識の醸成を図ることも狙いとお聞きしてまいりました。日本においては文化財に関する予算が少ない現状の中で、予算の捻出について、これらを参考にしっかりと行っていただきたいと思います。

次に進みます。長野県の伝統的工芸品産業の復興について。

本年8月2日に木曾くらしの工芸館に信州の伝統的工芸品常設展示場がオープンしました。長野県内の伝統工芸品のうち、国・県指定のもの全てが展示されております。県内は大変広いので名前しか知らない産品もあり、常設展であることでいつでも見に行けるというメリットがございます。

これまでの来場者数と関連した取組の活動実績についてお聞かせください。

また、2階の木曾漆器の体験スペースには、平日は小学生の社会科見学等が訪れて活用されております。また、平沢の隣にあります奈良井宿にはインバウンドも多く訪れており、インバウンドをつなげていくことで海外需要を取り込むことが可能かと思われませんが、今後の販路拡大についてどのように進めていくのかをお伺いします。

次に、松本市にあります井上百貨店が来年3月で閉店となりますが、これまで開催されてきた長野県伝統工芸品展の今後の開催計画についてお伺いします。

次に、伝統的工芸品産業は、人の手により地道に技を将来につなげていく産業であります。若い人や子供たちに受け継ぐ工夫をしていかなければ廃れてしまうものです。県としてどのように伝統をつなげていくのか。御所見を田中産業労働部長にお伺いします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には伝統的工芸品に関しまして3点御質問をいただきました。

初めに、木曾くらしの工芸館における常設展示場の状況と海外向けの販路拡大についてでございます。

信州の伝統的工芸品常設展示場は、県内の伝統的工芸品が一堂に会する展示場としまして、今年8月のオープン以降、11月までの来場者は約8,000人でありました。夏場の観光トップシーズンには、県内外のみならず、ヨーロッパなど海外の観光客にもお越しいただいたと聞いております。

10月には、木曾漆器工業協同組合によります異業種交流イベントを実施しまして、諏訪6市町村の地域ブランド創出事業に取り組んでいますSUWAプレミアム製品の展示販売のほか、木曾漆器の工房など、ふだんは見るできない職人のものづくりの現場見学などに取り組んだところでございます。

議員御指摘のとおり、奈良井宿など県内の主要な観光地にはインバウンドも多く訪れておりまして、伝統的工芸品の需要拡大のためにはインバウンドを取り込むことが重要であると考え

ております。

奈良井宿では、外国人観光客をターゲットとし、木曾平沢において伝統的工芸品の手づくり体験と結びつけたツアーに取り組んでいる宿泊施設もあることから、こうした事例を他の産地や観光地へも紹介し、海外需要も視野に入れた販路拡大を展開してまいります。

次に、長野県伝統工芸品展の今後の開催計画等についてでございます。

県内各地に根づいた伝統的工芸品等を一堂に集め、その価値や魅力を継続して発信してきました長野県伝統工芸品展は、毎年、井上百貨店の全面的な協力の下で開催してきたところでございます。

議員御指摘のように、令和7年度以降は井上百貨店での開催ができなくなることから、工芸品展を主催します県伝統工芸品産業振興協議会の産地組合等の皆様と意見交換しましたところ、やはり地域に根づいた歴史ある展示会であるためぜひ継続したいとの意向を聞いているところでございます。

そこで、中信地域のショッピングセンターなどを軸に継続開催する方向で検討しておりまして、開催場所、時期など、具体的な計画につきましては、今後協議会や産地組合等々の皆様と調整してまいります。

工芸品展は、実際に工芸品を見て触れて購入していただくよい機会でありまして、こうした展示会を入り口としまして産地へ足を運ぶように誘導していくことも重要であると思っております。県内には、様々な工芸品の体験ができる場所もあることから、こうした体験工房などの情報を整理しまして、工芸品展やホームページ等において幅広い世代に情報提供ができるよう取組を進めてまいります。

最後に、若者や子供たちにどのように伝統をつなげていくのかについてでございます。

伝統的工芸品は、機械化により品質や生産効率を高めるものづくりとは違い、つくり手自身がその工芸品に関心や興味を持ち、そして、つくってみたいと強く思ってもらうことから始まるものと考えております。そのため、工芸品の歴史やストーリーを学んだり、工芸品を見て触れて、そして、職人さんの心意気を感じてもらえるよう、インターンシップ事業を通じて若者と産地事業者との出会いの場をつくっており、具体的に採用につながった事例も出てきております。

また、子供の頃や学生時代に見聞きしたこと、体験したことは、将来の心に残るものであり、現在、長野大学において伝統的工芸品に関する学ぶ場をつくってもらっているところでございます。

今後は、高校生などにもこうした教育の機会を増やす取組を検討しておりまして、伝統的工芸品の魅力と子供や若者をつなぐ施策をさらに進め、伝統の技を受け継ぐ未来世代の確保に取

り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）お答えいただきました。

まず、伝統工芸についてですが、そのよさについて、やはり実際の物を見て感じ取ることが本当に大切であります。それとともに、伝統イコール古いものとの認識を変え、SDGsやエシカル消費の考え方も伝えることが大切であると思っています。

現代の生活に合わせた使い方が若い人たちからのアイデアで進んでいくとうれしく思うところではありますが、日常生活の食事でも、例えばワイングラスや陶器と合わせたテーブルコーディネートですとか、漆器のアクセサリーは、檜川で東京の女子大学の学生に協力をいただいておりますが、そういった工夫もしながら、伝統産業がしっかりと根づいていくように県にしっかりとお願いを申し上げ、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明4日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時2分延会